

○管理運営業務一覧

西部地域スポーツ施設

No	施設名 業務内容	総合体育館	八幡東体育館	高炉台球場	黒崎体育館	若松体育館	若松武道場	小石プール	藤ノ元プール	折尾スポーツセンター	沖田プール	木屋瀬プール	上津役プール	大池プール	折尾プール	八幡西柔剣道場	香月中央庭球場	香月中央運動場	香月スポーツセンター	鞆ヶ谷競技場	都島球場	ひびきコスモス運動場	若松球技場	若松球場	若松庭球場
		共通-01	基本仕様書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共通-02	使用許可・受付業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共通-03	使用料の徴収・納付・返還	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共通-04	警備保障業務仕様書	総体-2	○			○	○			○						○	○		○	○		○		○	
共通-05	清掃仕様書	○	○		○	○	○			○							○		○	○		○	○		
共通-06	自家用電気工作物保安業務仕様書	○	○			○	○			○							○			○	○			○	
共通-07	小規模電力を使用するスポーツ施設の電気設備保守点検業務															○	○		○			○		○	
共通-08	屋外照明設備保守点検等業務仕様書			○													○	○		○	○		○	○	○
共通-09	屋外照明設備不点灯調査及び閉電・入電業務			○													○				○			○	○
共通-10	消防用設備等保守点検等業務仕様書	総体-3	○			○	○			○						○			○	○		○			
共通-11	屋外プール管理運営委託業務仕様書							○	○		○	○	○	○	○										
共通-12	屋外プール電気設備保安点検等業務仕様書							○	○		○	○	○	○	○										
共通-13	プール循環浄化装置点検業務					○		○	○	○	○	○	○	○	○										
共通-14	プール循環ろ過装置ろ材入替業務					○		○	○	○	○	○	○	○	○										
共通-15	塩素供給機、ポリ塩化アルミニウム注入器点検及び水質管理指導業務					○		○	○	○	○	○	○	○	○										
共通-16	遊泳用プール水質検査業務委託仕様書					○		○	○	○	○	○	○	○	○										
共通-17	地下燃料タンク定期検査業務委託仕様書																								
共通-18	煤煙測定委託業務仕様書																								
共通-19	プール管理棟害虫駆除業務					○		○	○	○	○	○	○	○	○										
共通-20	トレーニング室機器保守点検業務	○				○				○															
共通-21	球場維持管理業務仕様書			○																	○			○	
共通-22	運動場維持管理業務仕様書																	○				○			
共通-23	ソフト事業														○										
総体-1	総合体育館維持管理業務	○																							
総体-2	総合体育館警備業務仕様書	○																							
総体-3	総合体育館消防用設備等保守点検業務	○																							
若技-1	若松球技場維持管理																						○		
若体-1	若松体育館維持管理業務					○																			
若武-1	若松武道場昇降機保守点検業務						○																		
折ス-1	折尾スポーツセンター維持管理業務									○															
鞆競-1	鞆ヶ谷競技場維持管理業務																			○					
響運-1	ひびきコスモス運動場 音響設備保守点検仕様書																						○		
響運-2	ひびきコスモス運動場環境保全業務仕様書																						○		
	草刈	必要に応じて(管理区域内)																							

共通8-2アリ

共通10-2アリ

共通20-2アリ

## スポーツ施設維持管理業務基本仕様書

### 1 一般事項

- (1) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じ、仕様書にない事項であっても、委託者が管理上必要と認めた場合は、その指示に従い実施するものとする。
- (2) 受託者は、常に現場の状況に精通し、かつ委託者と連絡を密にして業務の進捗を図るものとし、事故防止その他維持管理上必要な緊急措置については、委託者の指示を受け適切な管理にあたるものとする。
- (3) 業務を遂行したときは、業務日報により業務実施内容を記録し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。
- (4) 業務遂行に伴う、関係機関の諸手続きは適時適正に行うものとする。
- (5) ホームページ等により施設の存在を広く周知し、利用促進と活性化を図ること。特に、イベントやスポーツ教室等の情報については、ホームページやX（旧 Twitter）・インスタグラムなどのSNSや各種メディアを通じて効果的に情報発信すること。
- (6) 受託者は、公共施設に従事し、市民と接する業務であることを認識し、日頃から言動に十分注意すること。また、常時清潔かつ端正な服装をし、施設利用者や市民に対して親切に接すること。
- (7) 受託者は、施設利用者や市民からの問い合わせや要望があった時には真摯に対応すること。又、それに伴い必要となる維持管理上の措置について、必要に応じて対応案を検討の上、委託者と協議すること。
- (8) 受託者は、市民の施設利用希望に対し、既に予約済等で利用ができない場合、同類の施設を含めて利用調整及び案内を行い、施設利用者の増加に努めること。また、その際、他の指定管理者とも連携し対応すること。
- (9) 受託者は、施設の運用ルールを他の指定管理者と共有し、市民の利便性向上のため、必要に応じて指定管理者間で調整のうえ運用ルールの変更を行うこと。
- (10) この仕様書に定める事項のほか、疑義が生じた場合は委託者の指示に従うものとする。

### 2 経費等

- (1) 指定管理業務の実施に必要なパソコンやプリンター、複写機等の事務機器の調達費用は受託者が負担する。

- (2) 取得単価 10 万円の未満のスポーツ器具の調達のコ用は受託者が負担する。取得単価 10 万円以上のスポーツ器具の調達の費用は、実績払いとし、委託者と協議したうえで調達するものとする。なお、スポーツ器具の所有権は、その都度、委託者と協議し帰属を確定させるものとする。
- (3) 取得単価 5 万円未満の物品の調達の費用は受託者が負担する。なお、取得単価 5 万円以上の備品を受託者の負担で購入した場合の所有権は、その都度、委託者と協議し帰属を確定させるものとする。
- (4) 施設、設備、物品等の改修及び修繕については、実績払いとし、1 件につき 100 万円未満のものについては受託者、100 万円以上のものについては委託者が実施する。ただし、施設の管理運営上において緊急を要する場合は、1 件につき 250 万円未満ものについて、委託者と協議のうえ受託者が実施する。

### 3 安全管理

- (1) 作業は安全に留意して行い、事故の防止に努めること。
- (2) 利用者の生命、財産を守るための必要な措置を講じ、利用者の事故防止に努めること。
- (3) 機械器具は丁寧に取り扱い、常に清潔に保ち、事故・盗難の予防に努めること。
- (4) 事故が発生したときは、直ちに応急処置を講じ、遅滞なくその状況を委託者に報告し委託者の指示を受けるとともに、緊急時の体制により迅速に処置すること。

### 4 管理運営に関する基本事項

#### (1) 法令等の遵守

スポーツ施設の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令・規定等に基づくこと。

- ア 地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)
- ウ 北九州市スポーツ施設条例(平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号)
- エ 北九州市スポーツ施設条例施行規則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 23 号)
- オ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和 47 年 3 月 30 日条例第 7 号)
- カ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 47 年 4 月 1 日規則第 33 号)

- キ 個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 13 日法律第 57 号)
- ク 施設維持、設備保守点検に関する法令等
- ケ その他関連法規、通知、要領等

## 5 施設の管理運営に関する業務

- (1) 使用許可・受付に関する業務(利用調整、許可に関する業務)
- (2) 使用料の徴収・収納・返還業務
- (3) 清掃業務
- (4) 警備業務
- (5) 建築物等保守点検管理業務

※建築基準法に基づく法定点検(建築物の敷地及び構造(実施年度は別紙のとおり)、建築設備、昇降機、防火設備)を含む

- (6) 設備の保守管理業務
- (7) 施設保全業務
- (8) スポーツ器具の保守管理業務
- (9) 物品管理業務
- (10) 危機管理業務
- (11) 防災にかかる業務(避難所開設等)

## 6 その他管理運営に関する業務

- (1) 事業計画書および収支計画書の提出
- (2) 業務報告書(月報)、事業報告書及び収支決算書の提出
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 地域や類似施設との連携に関する業務
- (5) 自己評価の実施
- (6) 利用促進に関する業務
- (7) 提案事業
- (8) 自主事業
- (9) 引継に関する業務
- (10) 利用者アンケートの実施
- (11) 施設の維持管理、経理事務についてのモニタリング関連業務
- (12) 管理区域内の各種メーターの計測

## 使用許可・受付業務

## 1 一般使用の受付

## (1) 専用使用

利用日の 6 カ月先までを限度として「スポーツ施設使用許可申請書」により受け付けます。

なお、スポーツ施設予約システムで申請を受け付ける施設（野球場、運動場、庭球場、競技場）や、抽選会を行う施設があります。

## (2) 共用使用

共用利用日において、使用券の購入により受け付けます。専用利用日で申込がなかった場合も同様です。

## (3) 体育・スポーツ以外の行事及び営利を目的とした使用

選挙の投票所や立会演説会となる場合、各種集会等、体育・スポーツ以外の行事については、支障のない限り使用を許可しています。

展示会・即売会など営利収益を目的とした使用も、条例上、認められているものについては、許可しなければなりません。

しかしながら、スポーツ施設の設置目的からして、スポーツ行事が阻害されてはならないため、新規団体や社会的に注目を集めている団体の使用については、市（スポーツ振興課）と協議の上、使用を許可します。

## (4) 会議室の利用（使用料を徴収するものを除く）

体育館等に付属した会議室の利用は、施設の利用に伴う事前、事後の打合せや施設と一体的に利用する等の場合の使用を認めています。また、夏場の熱中症対策のため、クーラーを入れ、利用者に開放しています。

## 2 優先使用の受付

## (1) 条件

実施 1 年前から受付できるのは、下記の 2 条件を満たすものです。

- ① 市が主催、共催、後援する事業
- ② 国際大会、全国大会、九州大会、県大会、全市大会等大規模な大会・事業

## (2) 利用調整

毎年度 1 2 月から 2 月にかけて、各団体から提出された年間スケジュールを集約し、市の主催・共催・後援行事等を優先させ、大会の規模等も考慮し、年間計画を作成します。

### 3 使用申請の方法

#### (1) 使用許可申請書によるもの

- ① 専用または団体で使用する人
- ② 使用料の全部または一部の免除を受けて使用する人
- ③ 使用券のない施設を使用する人

#### (2) 口頭によるもの

- ① 使用券で使用する人
- ② 回数券で使用する人
- ③ 定期券で使用する人

### 4 供用時間外の使用

供用時間外での使用申請があった場合、使用の許可の可否を検討します。検討の結果、使用を許可できると判断した場合は、市に対して、規則上の供用時間の変更を依頼します。（その際、市に対して、供用時間等変更依頼書及び利用希望内容が分かる資料を提出します。）

### 5 予約システムの導入について

指定管理期間中に、市がスポーツ施設予約システムの新たな施設への導入やシステム改修を決定する場合があります。その際は、予約システムを円滑に導入、運用できるよう各施設の利用状況を踏まえた対応にご協力ください。

## 使用料の徴収・納入・返還

### 1 使用料の徴収

#### (1) 現金領収帳によるもの

- ① 専用・団体利用で使用許可申請書により許可したとき
- ② 定期券を購入したとき
- ③ 冷暖房設備を使用したとき
- ④ 照明設備を使用したとき
- ⑤ 器具、コピー機を使用したとき
- ⑥ その他必要なとき

#### (2) 使用券等によるもの

- ① 使用券
- ② 回数券
- ③ 定期券
- ④ 超過使用券（プールのみ）
- ⑤ 器具使用券（陸上競技場のみ）

#### (3) 観覧者の使用料

使用料は、実際にスポーツ施設を使用する者から徴収するものであり、単に見学する観覧者からは徴収しません。

なお、観覧者には所定の場所で見学させ、観覧席のない施設については、使用に支障のない場所で見学させます。

#### (4) 屋外プールの付添者の使用料

屋外プールは、子供と一緒に遊ぶふれあいの場としての趣旨があり、また、付添い者も子供の安全確保のために同伴しているので、付添い者を単なる観覧者とは見なしていません。よって、プールに入って付き添う場合は、付添者についても使用料を徴収します。

なお、事故の未然防止のため、幼児については必ず保護者等付添い者の同伴が必要としています。

#### (5) 供用時間外での使用にかかる専用使用料

規定使用料の額と同額です。

### 2 使用料の収納

徴収した使用料は、市との契約に基づき即日もしくは翌日、所定の『納付書（払込書）兼領収済通知書』で北九州市指定金融機関へ収納します。

### 3 使用料の返還

- (1) 使用者の責任によらないときは、100分の100を返還します。

雨天、降霜等によりグラウンド、コートの状態が悪くて使用できないとき、施設改修等で使用できないときなどです。

- (2) 使用者が使用の中止を申し出て、相当の理由があるときは、次の率で返還します。

(返還金は円未満を切上げ)

- ① 使用日の10日前まで 100分の80
- ② 使用日の5日前まで 100分の60
- ③ 使用日の前日まで 100分の40

※ 使用当日の中止は、返還しません。

「相当の理由があるとき」とは

使用申込者の故意に悪質な申込、又は、重大な過失等によってスポーツ施設側に迷惑を及ぼすような場合を除き、社会通念上、認められるとき。

※返還について疑義が生じた場合は、市(スポーツ振興課)と協議して決定します。

### (3) 返還の事務手続

- ① 「使用料返還申請書」、当該分使用許可書及び領収書の提出を求め、日誌等で該当日、該当時間が使用不能であったことを確認します。
- ② 使用料返還申請書の該当欄に領収書の番号を記入します。
- ③ 使用許可書の該当日時の上に返還済み印を押します。
- ④ 数日分をまとめて領収していた場合は、使用不能日と返還金額を朱書きし、1部をコピーして保管し、本書は返します。
- ⑤ 回収した領収書又はコピーは、返還申請書に綴じます。
- ⑥ 返還金は、還付支出準備金から支出します。当日の使用料は充当できません。
- ⑦ 日誌の返還金欄に返還金額を記入します。

### 4 その他

#### (1) 指定公金事務取扱者

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託する必要があります。

委託契約については、再委託先も含めて契約手続きが必要となるため、必要書類(契約書、貸借対照表、損益計算書、役員名簿等)の提出等にご協力ください。

#### (2) キャッシュレス決済

指定管理期間中に、市が新たな施設へキャッシュレス決済の導入を決定する場合があります。その際は、円滑な導入、運用にご協力ください。



## 使用料の減免

### 1 主 催

市が主催の事業の使用料（冷暖房設備・照明設備の使用料を含む）は、10割を減免します。

#### (1) 市が主催の事業

##### ア 申請者及び使用印

- ① 局（区）主催 → 局（区）長
- ② 各区コミュニティ支援課主催 → 各区コミュニティ支援課長
- ③ 教育委員会主催 → 教育長

イ 主催と判断できる書類の添付が必要です。

ただし、従来から使用していることにより、主催と判断できるときは不要です。

#### (2) 主催に準じて取り扱う事業（使用料を減免）

##### ア 局区文化体育事業の施設利用

使用回数は各局区4回までで、申請は局区長名で行います。

##### イ 市立中学校の部活動に伴う施設利用

申請は学校長名で行い、手続は学校が直接該当施設に申し込みます。

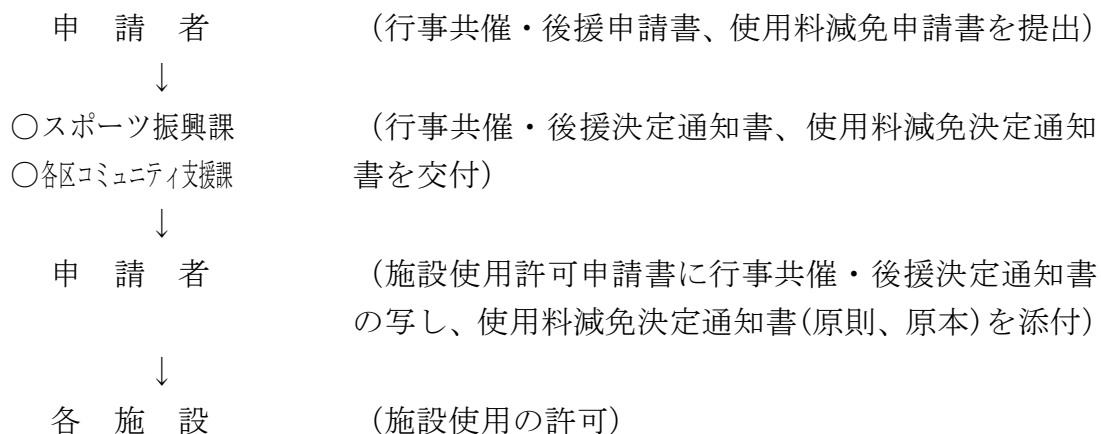
注）原則として、自校の施設設備が改修等で使用できない臨時的な利用のみ。

### 2 共 催

市が共催の事業の施設使用料は10割を減免しますが、冷暖房設備、照明設備の使用料は減免しません。

(1) 市（スポーツ振興課、各区コミュニティ支援課）が共催を認めた事業。共催決定通知書と使用料減免決定通知書により確認する。

#### (2) 事務手続、申請の方法



### 3 後 援

市が後援の事業の施設使用料は5割を減免しますが、冷暖房設備、照明設備の使用料は減免しません。(減免額は、円未満を切上げ)

- (1) 市(スポーツ振興課、各区コミュニティ支援課)が後援を認めた事業。後援決定通知書と使用料減免決定通知書により確認する。
- (2) 事務手続、申請の方法は、前項2の(2)と同様。

### 4 その他の減免

- (1) 65歳以上の者が使用するとき。
- (2) 療育手帳の交付を受けた者が使用するとき。(付添い人1人を含む)
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するとき。  
(1級から4級までの人には、付添い人1人を含む。)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するとき。  
(付添い人1人を含む)
- (5) 北九州市免許返納特典カードの交付を受けたものが使用するとき

※市内在住で、(1)に該当する方が、共用利用で施設を使用する場合は、1人1日1回2時間の共用使用料、器具使用料の7割を減免します。なお、照明施設使用料は実費を徴収します。

※市内在住で、(2)～(4)に該当する方が、共用利用で施設を使用する場合は、1人1日1回2時間の共用使用料、器具使用料の10割を減免します。なお、照明施設使用料は実費を徴収します。

※(5)に該当する方が、共用利用で施設を使用する場合は、発行から1年以内の当該カードを提示して使用の承認を受けた場合に限り、利用回数6回を限度として、1人1日1回2時間の共用使用料、器具使用料の10割を減免します。なお、照明施設使用料は実費を徴収します。

## 警備保障業務仕様書

指定管理受託施設の警備について、警備会社等に警備業務を再委託する場合は、以下に定める仕様によるものとする。

### 1 警備方法

警備は機械警備とする。

### 2 機械設備

警備に要する警報機器及びこれに付帯する一切の設備の設置、撤去及び保守点検に要する費用は、全額受託者の負担とする。

### 3 機械設備の管理

機械設備の管理にあたっては、善良なる管理者の注意を持ってこれにあたるものとする。

### 4 警備時間

機械のセット開始からセット解除までの間とする

### 5 業務内容

- (1) 火災、盗難、その他の災害の覚知及び拡大防止
- (2) 事故発生時における関係先への緊急通報及び早期かつ適切な措置
- (3) 事故発生後における報告書の提出
- (4) その他施設警備上の必要な措置

### 6 その他

本業務にかかる細目については、指定管理者の指示を受けるものとする。

## 清掃仕様書

### 1 日常清掃

#### (1) 共用区域

##### ア 玄関・廊下及びホール

- (ア) 床面は、ほうき又は掃除機を利用してごみを除去し、常に清潔感を保持すること。この場合、汚れの程度に応じて水拭きにより汚れの部分を除去すること。
- (イ) 玄関、出入り口のガラスドア及び玄関周りのガラスは、乾拭きまたは洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないように磨きあげること。
- (ウ) ホールのくずかごは、適切な処理を行い、公衆電話台・来客用の椅子等は、来場者に不快の念を与えないよう拭き掃除すること。
- (エ) 消火器・消火栓等は乾拭きすること。

##### イ 更衣室・便所及びシャワー室、湯沸室等

- (ア) 床面は、ほうきまたはデッキブラシを利用してごみを除去し、汚れの程度に応じて水洗いすること。
- (イ) 紙くず入れの処理清掃を行うこと。
- (ウ) 衛生陶器、鏡、化粧台等は適切な方法で洗い拭きし、常に良好な状態を保持するとともに、便器等には定期的に溶解薬品を投入してパイプのつまりを防止すること。
- (エ) ドア、間仕切りは水拭き及び乾拭きし、特に金属部分は光沢を保持すること。
- (オ) 汚物の処理は毎日行い、容器は水洗いまたは水拭きし、常に良好な状態を保持すること。
- (カ) 衛生消耗品は、使用に支障をきたさぬよう点検補充すること。
- (キ) その他、利用者に不快の念を与えぬよう清掃すること。

##### ウ 体育室・観覧席及び本部席、トレーニング室、多目的室、柔剣道、弓道場等

- (ア) 床面は、モップ又は掃除機等を使用してごみを除去し、特に体育室はポリッシャーでつや出しを行うこと。
- (イ) 下足箱は拭き掃除すること。

#### (2) 専用区域

事務室、会議室、大会役員室、審判控室、医務室等

- ア 容易に移動できるものは移動して、ごみが散乱しないようにほうき又は掃除機を用いて除

去し、汚損箇所は適正洗剤を使用してポリッシャーでつや出しを行うこと。

イ 机、ロッカー、キャビネット及びその他備品類は、ほこりを完全に除去し、水拭き又は乾拭きをし、汚れのはなはだしい場合は、適正洗剤を用いて除去すること。

ウ 紙くず入れの処理清掃を行うこと。

## 2 定期清掃

### (1) 床洗剤、樹脂塗布

机、キャビネット等で移動可能なものは移動し、床に適した洗剤を用いてポリッシャーで洗浄し、樹脂を塗布してつや出しを行い、仕上げること。

### (2) 室内ガラス部分、窓ガラス及びブラインドの清掃

ガラス用洗剤を用いて汚れを入念に除去し、水洗い後、乾拭きして仕上げること。

### (3) 敷地内施設周辺の清掃

ア 側溝、排水溝を清掃し、じん芥集積を排除すること。

イ 駐車場については、空き缶ごみなどを収集し除去すること。

### (4) 壁の手あか等の汚れは常に除去すること。

## 3 その他

(1) 清掃中器物を破損し、又は破損箇所のあるときはすみやかに委託者に届出なければならない。

(2) 清掃に要する機材、消耗品などは受託者が負担する。

(3) 従事者は、公営施設に従事し、市民と接する業務であることを認識し、利用者及び委託者の職員等に接する場合の言動等について十分注意すること。

(4) 従事者は、常時清潔かつ端正な服装を着用すること。

(5) 北九州市スポーツ施設条例施行規則別表第1又は、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1に定める施設に対応する休業日は、作業を要しない日とする。ただし、委託者が特に指示したときは、この限りでない。

## 自家用電気工作物（高圧）保安業務仕様書

### 1 業務の内容

- (1) 市の保安規程に定める自家用電気工作物の点検及び試験の基準に基づき保守点検を実施すること（定期保守点検項目は別表1のとおり）。このとき、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項及びその他必要な事項がある場合は、市に対して適切な指示及び助言を行うこと。
- (2) 電気事故発生時においては、市に対して応急措置の指導を行うとともに、事故原因の探求及び再発防止について必要な指示・助言を行うこと。
- (3) 九州経済産業局が立入検査等を実施するときは、立会すること。また発送電にかかる電力事業者から主任技術者の立会を求められたときも同様とする。

### 2 保守点検の実施回数及び時期等

#### (1) 月次点検

毎月1回、主として運転中の電気工作物を点検すること。ただし、実施時期については、双方協議の上定める。

受電設備が100KVA以下の施設は隔月1回以上の点検とする。

設備に休止期間がある施設については、休止期間中も保安業務期間とし、3ヶ月に1回程度は点検を行うこと。

#### (2) 年次点検

年1回、主として運転中の電気工作物を停止して点検すること。ただし、実施時期については双方協議の上定める。

#### (3) 臨時点検

異常が発生した場合における原因究明等のため、必要に応じて点検を行うこと。

#### (4) 工事中の点検

電気工作物の設置又は変更工事の工事期間のうち、1ヶ月を限度として週1回、工事中の点検を行うこと。

### 3 その他

- (1) 別表2に掲げる電気工作物の保守点検については、本契約に含まれないものとする。ただし、受託者は市からの依頼を受けたときは、別途契約の上、当該保守点検を行うものとする。
- (2) 受託者は法令の定めるところにより経済産業局長への書類提出が必要なときは、市の承認を受けて届出等を行うものとする。
- (3) 市は、保安規程に定める連絡責任者又は代表者を、受託者の実施する保守点検等に立会させるものとする。

別表1 定期保守点検項目

自家用電気工作物	保守点検項目
電気設備	高圧ケーブル、低圧配線、F 断路器、変圧器、分電盤、接地抵抗、付帯設備
受電設備	遮断機及び関連設備、キュービクル、配電盤計器用変成器、付帯設備

別表2 点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
漏電火災報知器、昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに特別の専門技術を要するもの	主閉塞器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験(実施可能のものに限る。)以外の点検及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験

## 小規模電力を使用するスポーツ施設の電気設備保守点検業務

- 1 回路ごとの一般外観及び機能点検整備業務
  - (1) 分電盤、開閉器、遮断機の外観及び機能点検
  - (2) 配線及び配線器具の外観及び断線点検
  
- 2 回路ごとの絶縁及び接地抵抗値の測定業務
  - (1) 電気分電盤回路の絶縁及び接地抵抗値の測定（電灯回路、コンセント回路、外灯回路、自販機回路等）
  - (2) 動力分電盤回路の絶縁及び接地抵抗値の測定（空調機回路、揚水ポンプ回路等）
  
- 3 点検業務内容（詳細）について
  - (1) 分電盤函体  
破損、腐食・錆、扉の開閉等について点検を行うこと。
  - (2) MCB、端子台、他の機器  
取付状況、端子台の締付状況、破損、異常音、異常発熱等について、点検を行うこと。
  - (3) 盤内部配線類  
変色、発熱について点検を行うこと。
  - (4) スイッチ、コンセント類  
破損、動作及び電源について点検を行うこと。



## 屋外照明設備保守点検等業務委託仕様書

### 1 業務内容

- (1) 照明用電気設備の検査・保守に関すること。
  - ア 高圧ケーブル、低圧配線の外観・絶縁検査
  - イ F 断路器の外観・機能検査
  - ウ 変圧器の外観・絶縁検査
  - エ 分電盤、開閉器の外観・機能・絶縁検査
  - オ 接地抵抗検査
  - カ その他、照明用電気設備及び付帯設備に必要な外観・機能検査及び清掃
- (2) 投光器の検査・保守に関すること。
  - ア レンズ・反射鏡の清掃磨き
  - イ 電球、投光器、安定器の外観・機能・絶縁検査（要報告書）
  - ウ 投光器角度調整
  - エ 反射鏡照射角微調整
  - オ 電球取り付けソケット外観検査
- (3) 照明用受電設備の検査・清掃に関すること。
  - ア 遮断機及び関連設備の外観・機能・絶縁検査及び清掃
  - イ 配電盤計器用変成器動作測定
  - ウ 分電盤の器具検査及び必要な検査
  - エ キュービクル内外清掃
  - オ その他付帯設備の外観・機能検査及び清掃
- (4) 電撃殺虫器及び自動コイン点灯設備の点検
  - ア 電撃殺虫器の外観・機能・絶縁検査及び清掃
  - イ 自動コイン点灯装置の外観・機能・絶縁検査及び清掃
- (5) その他委託者が特に指示すること。

### 2 その他

- (1) 業務内容における外観検査とは、器具、設備の取り付け・腐食・配線等の状況を検査することをいう。
- (2) 軽微な修繕、破線のテープ巻き（断線の結線含む。）は、委託者と協議することなく行う。その場合の費用は受託者の負担とする。
- (3) 業務終了後は報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

### 3 履行場所及び点検箇所詳細 別紙のとおり

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:高炉台球場)

	点検項目	対象個所
1号照明塔	投光器の取付状況	40 基
	投光器の口出線状況	40 所
	安定器の取付状況	40 台
	安定器の錆腐食状況	40 台
	投光器～安定器の配線状況	40 ヶ所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	6 個
2号照明柱	投光器の取付状況	14 基
	投光器の口出線状況	14 所
	安定器の取付状況	14 台
	安定器の錆腐食状況	14 台
	投光器～安定器の配線状況	14 ヶ所
	柱上分電盤の外観	1 面
	柱上分電盤内の機器動作	2 個
3号照明柱	投光器の取付状況	19 基
	投光器の口出線状況	19 所
	安定器の取付状況	19 台
	安定器の錆腐食状況	19 台
	投光器～安定器の配線状況	19 ヶ所
	柱上分電盤の外観	1 面
	柱上分電盤内の機器動作	4 個
4号照明柱	投光器の取付状況	36 基
	投光器の口出線状況	36 所
	安定器の取付状況	36 台
	安定器の錆腐食状況	36 台
	投光器～安定器の配線状況	36 ヶ所
	柱上分電盤の外観	1 面
	柱上分電盤内の機器動作	7 個

個所名		
1号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	主照明3
	4	主照明4
	5	主照明5
	6	主照明6
2号照明柱分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
3号照明柱分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	主照明3
	4	主照明4
4号照明柱分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	主照明3
	4	主照明4
	5	主照明5
	6	主照明6
	7	主照明7

屋外照明設備保守点検等業務内訳書(施設名:香月中央庭球場1)

	点検項目	対象箇所
1号照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
2号照明塔	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
3号照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
4号照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
5号照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
6号照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所

個所名	
照明分電盤	1 面
手元スイッチ	1 面 管理棟内(6回路)

屋外照明設備保守点検等業務内訳書(施設名:香月中央庭球場2)

	点 検 項 目	対象箇所
7号 照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
8号 照明柱	投光器の取付状況	2 基
	投光器の口出線状況	2 所
	安定器の取付状況	2 台
	安定器の錆腐食状況	2 台
	投光器～安定器の配線状況	2 所
9号 照明塔	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
10号 照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
11号 照明柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
12号 照明塔	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台

屋外照明設備保守点検等業務内訳書(施設名:香月中央庭球場3)

	点 検 項 目	対象箇所
1 3 号 照 明 柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
1 4 号 照 明 柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
	電撃殺虫器の点検	1 台
1 5 号 照 明 柱	投光器の取付状況	3 基
	投光器の口出線状況	3 所
	安定器の取付状況	3 台
	安定器の錆腐食状況	3 台
	投光器～安定器の配線状況	3 所
1 6 号 照 明 柱	投光器の取付状況	2 基
	投光器の口出線状況	2 所
	安定器の取付状況	2 台
	安定器の錆腐食状況	2 台
	投光器～安定器の配線状況	2 所
1 7 号 照 明 柱	投光器の取付状況	4 基
	投光器の口出線状況	4 所
	安定器の取付状況	4 台
	安定器の錆腐食状況	4 台
	投光器～安定器の配線状況	4 所
1 8 号 照 明 柱	投光器の取付状況	4 基
	投光器の口出線状況	4 所
	安定器の取付状況	4 台
	安定器の錆腐食状況	4 台
	投光器～安定器の配線状況	4 所

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:香月中央運動場1)

	点検項目	対象個所
1号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
2号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	4 個
3号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
4号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
5号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
6号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個

個所名		
高圧受電設備	1	1号照明塔
	2	2号照明塔
	3	3号照明塔
	4	4号照明塔
	5	5号照明塔
	6	6号照明塔
	7	7号照明塔
	8	8号照明塔
	9	9号照明塔
	10	10号照明塔
1号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
2号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	残置照明
	4	電撃殺虫器
	5	回転灯
3号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
4号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
5号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
6号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
	4	
7号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	残置照明
	4	電撃殺虫器
	5	回転灯
	6	

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:香月中央運動場2)

	点検項目	対象個所
7号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	4 個
8号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
9号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個
10号照明柱	投光器の取付状況	18 基
	投光器の口出線状況	18 所
	安定器の取付状況	18 台
	安定器の錆腐食状況	18 台
	投光器～安定器の配線状況	18 所
	塔上分電盤の外観	1 面
	塔上分電盤内の機器動作	3 個

個所名		
8号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
	4	
9号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
	4	
10号照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	電撃殺虫器
	4	

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名: 韃ヶ谷競技場)

	点検項目	対象個所
1号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
2号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
3号照明柱	投光器の取付状況	6 基
	投光器の口出線状況	6 所
	安定器の取付状況	6 台
	安定器の錆腐食状況	6 台
	投光器～安定器の配線状況	6 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
4号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
5号照明柱	投光器の取付状況	4 基
	投光器の口出線状況	4 所
	安定器の取付状況	4 台
	安定器の錆腐食状況	4 台
	投光器～安定器の配線状況	4 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
6号照明柱	投光器の取付状況	4 基
	投光器の口出線状況	4 所
	安定器の取付状況	4 台
	安定器の錆腐食状況	4 台
	投光器～安定器の配線状況	4 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個

	点検項目	対象個所
7号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
8号照明柱	投光器の取付状況	6 基
	投光器の口出線状況	6 所
	安定器の取付状況	6 台
	安定器の錆腐食状況	6 台
	投光器～安定器の配線状況	6 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
スコアボード	投光器の取付状況	9 基
	投光器の口出線状況	9 所
	安定器の取付状況	9 台
	安定器の錆腐食状況	9 台
	投光器～安定器の配線状況	9 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個
記録室	投光器の取付状況	2 基
	投光器の口出線状況	2 所
	安定器の取付状況	2 台
	安定器の錆腐食状況	2 台
	投光器～安定器の配線状況	2 所
	塔上分電盤の外観	面
	塔上分電盤の機器動作	個



屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:都島球場)

	点検項目	対象個所	
1号照明塔 T-A	投光器の外観・取付状況	12 基	
	投光器の口出線状況	12 所	
	パワーユニットの取付状況	12 台	
	パワーユニットの錆腐食状況	12 台	
	投光器～パワーユニットの配線状況	12 ヶ所	
	パワーユニット～プルボックスの配線状況	12 ヶ所	
	塔上プルボックスの内・外観	3 面	
	電撃殺虫器の外観・取付状況	1 台	
	終了予告灯の外観・取付状況	1 台	
	避雷針の外観・取付状況	1 本	
	避雷針接地線の固定状況	1 本	
	2号照明塔 T-B	投光器の外観・取付状況	12 基
		投光器の口出線状況	12 所
		パワーユニットの取付状況	12 台
パワーユニットの錆腐食状況		12 台	
投光器～パワーユニットの配線状況		12 ヶ所	
パワーユニット～プルボックスの配線状況		12 ヶ所	
塔上プルボックスの内・外観		3 面	
電撃殺虫器の外観・取付状況		1 台	
避雷針の外観・取付状況		1 本	
避雷針接地線の固定状況		1 本	
3号照明塔 T-C		投光器の外観・取付状況	12 基
		投光器の口出線状況	12 所
		パワーユニットの取付状況	12 台
		パワーユニットの錆腐食状況	12 台
	投光器～パワーユニットの配線状況	12 ヶ所	
	パワーユニット～プルボックスの配線状況	12 ヶ所	
	塔上プルボックスの内・外観	3 面	
	電撃殺虫器の外観・取付状況	1 台	
	避雷針の外観・取付状況	1 本	
	避雷針接地線の固定状況	1 本	
	4号照明塔 T-D	投光器の外観・取付状況	12 基
		投光器の口出線状況	12 所
		パワーユニットの取付状況	12 台
		パワーユニットの錆腐食状況	12 台
投光器～パワーユニットの配線状況		12 ヶ所	
パワーユニット～プルボックスの配線状況		12 ヶ所	
塔上プルボックスの内・外観		3 面	
電撃殺虫器の外観・取付状況		1 台	
避雷針の外観・取付状況		1 本	
避雷針接地線の固定状況		1 本	
夜間 外灯		灯具外観	5 灯
		灯具取付支柱外観	5 本

個所名		
高圧受電設備	1	T-A照明塔
	2	T-B照明塔
	3	T-C照明塔
	4	T-D照明塔
	5	殺虫器・予告灯
	6	外灯
	7	コインタイマー
1号照明塔分電盤 L-A	1	投光器
	2	投光器
	3	投光器
	4	残置灯
	5	殺虫器
	6	予告灯
2号照明塔分電盤 L-B	1	投光器
	2	投光器
	3	投光器
	4	残置灯
	5	殺虫器
3号照明塔分電盤 L-C	1	投光器
	2	投光器
	3	投光器
	4	残置灯
	5	殺虫器
4号照明塔分電盤 L-D	1	投光器
	2	投光器
	3	投光器
	4	残置灯
	5	殺虫器

共通点検事項	
分電盤外観	腐食・開口有無
分電盤内部	腐食・雨水有無
	機器端子締付状況
照明塔コンクリート 支柱	傾き等有無
	亀裂の有無

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:若松球技場)

	点検項目	対象箇所
1号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
2号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
3号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
4号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
5号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
6号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個

	点検項目	対象箇所
7号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個
8号照明塔	投光器の取付状況	6基
	投光器の口出線状況	6所
	安定器の取付状況	6台
	安定器の錆腐食状況	6台
	投光器～安定器の配線状況	6所
	手元開閉器箱の外観	1面
	手元開閉器箱内の機器動作	1個

個所名		
照明塔分電盤	1	1号手元開閉器
	2	2号手元開閉器
	3	3号手元開閉器
	4	4号手元開閉器
	5	5号手元開閉器
	6	6号手元開閉器
	7	7号手元開閉器
	8	8号手元開閉器
1号手元開閉器	1	主照明
2号手元開閉器	1	主照明
3号手元開閉器	1	主照明
4号手元開閉器	1	主照明
5号手元開閉器	1	主照明
6号手元開閉器	1	主照明
7号手元開閉器	1	主照明
8号手元開閉器	1	主照明

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:若松球場1)

点検項目			対象個所	個所名		
1号照明塔	投光器の取付状況	16	基	高圧受電設備	1	照明塔LP-1
	投光器の口出線状況	16	所		2	照明塔LP-2
	安定器の取付状況	16	台		3	照明塔LP-3
	安定器の錆腐食状況	16	台		4	照明塔LP-4
	投光器～安定器の配線状況	16	所	LP-1 照明塔分電盤	1	主照明1
	塔上分電盤の外観	1	面		2	主照明2
	塔上分電盤内の機器動作	15	個		3	主照明3
2号照明塔	投光器の取付状況	16	基		4	主照明4
	投光器の口出線状況	16	所		5	主照明5
	安定器の取付状況	16	台		6	主照明6
	安定器の錆腐食状況	16	台		7	主照明7
	投光器～安定器の配線状況	16	所		8	主照明8
	塔上分電盤の外観	1	面		9	主照明9
	塔上分電盤内の機器動作	15	個		10	主照明10
3号照明塔	投光器の取付状況	16	基		11	主照明11
	投光器の口出線状況	16	所		12	主照明12
	安定器の取付状況	16	台		13	電撃殺虫器
	安定器の錆腐食状況	16	台		14	制御電源
	投光器～安定器の配線状況	16	所		15	予備
	塔上分電盤の外観	1	面	LP-2 照明塔分電盤	1	主照明1
	塔上分電盤内の機器動作	15	個		2	主照明2
4号照明塔	投光器の取付状況	16	基		3	主照明3
	投光器の口出線状況	16	所		4	主照明4
	安定器の取付状況	16	台		5	主照明5
	安定器の錆腐食状況	16	台		6	主照明6
	投光器～安定器の配線状況	16	所		7	主照明7
	塔上分電盤の外観	1	面		8	主照明8
	塔上分電盤内の機器動作	15	個		9	主照明9
			10		主照明10	
			11		主照明11	
			12		主照明12	
			13		電撃殺虫器	
			14		制御電源	
			15		予備	

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:若松球場2)

個 所 名		
LP-3 照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	主照明3
	4	主照明4
	5	主照明5
	6	主照明6
	7	主照明7
	8	主照明8
	9	主照明9
	10	主照明10
	11	主照明11
	12	主照明12
	13	電撃殺虫器
	14	制御電源
	15	予備
LP-4 照明塔分電盤	1	主照明1
	2	主照明2
	3	主照明3
	4	主照明4
	5	主照明5
	6	主照明6
	7	主照明7
	8	主照明8
	9	主照明9
	10	主照明10
	11	主照明11
	12	主照明12
	13	電撃殺虫器
	14	制御電源
	15	終了予告灯

屋外照明設備保守点検業務内訳書(施設名:若松庭球場)

	点検項目	対象個所
1号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個
2号照明柱	投光器の取付状況	10 基
	投光器の口出線状況	10 所
	安定器の取付状況	10 台
	安定器の錆腐食状況	10 台
	投光器～安定器の配線状況	10 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個
3号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個
4号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個
5号照明柱	投光器の取付状況	10 基
	投光器の口出線状況	10 所
	安定器の取付状況	10 台
	安定器の錆腐食状況	10 台
	投光器～安定器の配線状況	10 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個
6号照明柱	投光器の取付状況	5 基
	投光器の口出線状況	5 所
	安定器の取付状況	5 台
	安定器の錆腐食状況	5 台
	投光器～安定器の配線状況	5 所
	手元開閉器箱の外観	1 面
	手元開閉器箱内の機器動作	1 個

個所名		
照明塔分電盤	1	1号手元開閉器
	2	2号手元開閉器
	3	3号手元開閉器
	4	4号手元開閉器
	5	5号手元開閉器
	6	6号手元開閉器
1号手元開閉器	1	主照明
2号手元開閉器	1	主照明1
	2	主照明2
3号手元開閉器	1	主照明
4号手元開閉器	1	主照明
5号手元開閉器	1	主照明1
	2	主照明2
6号手元開閉器	1	主照明

屋外照明設備不点灯調査及び閉電・入電業務

1 委託業務名 屋外照明設備不点灯調査及び閉電・入電業務

2 履行期間

<閉電業務>

球場

球場の冬季シーズン（例年11月初旬）

庭球場

庭球場の冬季シーズン（例年12月初旬）

<入電業務>

球場・庭球場

例年3月下旬

3 履行場所

球場	
1	門司球場
2	北九州市民球場
3	三萩野球場
4	若松球場
5	高炉台球場
6	城山球場
7	的場池球場
8	都島球場

庭球場	
1	門司庭球場
2	新門司庭球場
3	三萩野庭球場
4	文化記念庭球場
5	若松庭球場
6	城山庭球場
7	香月中央庭球場

4 業務内容

(1) 不点灯調査し、調査結果を図面に落とし、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

(2) 上記履行場所の屋外照明設備の閉電・入電業務。

(3) 高压受電設備に関しては、電気主任技術者立会のもと閉電・入電を行うこと。

## 消防用設備等保守点検等業務仕様書

- 1 各施設の消防用設備等の設置数  
別紙のとおり
- 2 消防用設備等の点検種別及び点検回数について  
消火器具、誘導灯、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、避難設備、防排煙設備、非常電源（自家発電）設備、非常電源（蓄電池）設備及び配線の消防用設備等について外観点検、機能点検、作動点検及び総合点検を、各々、年一回行うこと。
- 3 消防用設備等の点検について  
関係法令の規定に基づき、「消防設備士」又は「総務大臣が認める資格を有するもの（消防設備点検資格者）」に点検させること。
- 4 消防用設備等の点検時の修理、部品交換等について  
消防用設備等の点検時において下記事項に係る修理、部品交換等の費用は委託料に含むものとする。
  - ・ 表示灯の本体の破損修理交換及び球切交換
  - ・ 発信機の保護板の破損修理
  - ・ 受信機等の球切交換
  - ・ 受信機等のヒューズの破損交換
  - ・ 誘導灯の球切交換
- 5 消防用設備等の点検結果の処理  
関係法令の規定に基づき、「消防用設備等点検結果報告書」を作成し、所轄の消防署長に届け出ること。
- 6 その他  
防火対象物定期点検報告（消防法第8条の2の2）が必要な建造物についてはその点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告する。  
消防用設備等の点検に当たっては、火災発生等の非常時に有効な機能を発揮するように、設備機器ごとに余すことなく点検すること。

施設別消防用設備等設置一覧

設備名	施設名		香月スポーツセンター	折尾スポーツセンター	八幡西柔剣道場	鞘ヶ谷競技場	若松武道場	ひびきコスモス運動場
	若松体育館	八幡東体育館						
<b>消火器</b>								
粉末消火器 (本)	18	8	6	23	4	12	11	1
<b>屋内消火栓設備</b>								
加圧送水装置 (台)	1	1	1	1			1	
呼水装置 (式)	1	1		1			1	
操作盤 (面)	1	1	1	1			1	
消火栓 屋内1号 (基)	4	5	2	6			5	
消火栓 屋内2号 (基)	9							
起動スイッチ (個)	13	5	2	6			5	
表示灯 (個)	13	自火報兼用 5	自火報兼用	自火報兼用			5	
電鈴 (個)	13	自火報兼用 5	自火報兼用	自火報兼用			B2 5	
<b>自動火災報知設備</b>								
受信機 P-1 (台)	9/10 1	9/10 1		12/15 1		5/5 1	9/20 1	
受信機 P-2 (台)			3/5 1		4/5 1			
差動式分布型感知器 (個)		12	7					
差動式スポット型感知器 (個)	45	4	3	20	24	34	72	
定温式スポット型感知器 (個)	3	22	8	70	9	3	3	
煙式感知器 (個)	11	3		15	1	12	14	
電鈴 (個)	13	5	3	8	2	2		
発信機 (個)	13	5	3	11	2	2	5	
表示灯 (個)	14	5	3	8	2	2	5	
<b>非常放送設備</b>								
アンプ (台)	1	1		1			1	
スピーカー (個)	20			18			46	
<b>非常警報設備</b>								
押ボタン (個)								
非常ベル (個)								1
表示灯 (個)								
非常電源(バッテリー) (式)								
<b>避難器具</b>								
避難はしご (台)				2				
<b>誘導灯</b>								
				(客席 13)				
大型 (台)	5	8		8	4			
中型 (台)	19	2		13			24	
小型 (台)	19	8		2			3	
<b>非常動力装置</b>								
自家発電設備 (台)	45KVA 1	20KVA 1		30KVA 1			1	
蓄電池設備 (台)	1	1		1			1	
<b>防排煙設備</b>								
制御盤 (台)	1	(複合盤) 1		1				
煙感知器 (個)	4	9		2			3	
熱感知器 (個)								
防火扉 (枚)	1	1					2	
シャッター (台)	2	4		1				
垂れ壁 (枚)								
<b>移動式粉末消火装置</b>								
タンク (式)				1				
加圧用CO2容器 (本)				2				
ホースリール (組)				2				
格納箱 (個)				2				
表示灯 (個)				2				



## 屋外プール管理運営委託業務仕様書

平成19年3月29日国土交通省・文部科学省策定「プールの安全標準指針」等を確認し、利用者が安全に利用できるよう努めること。

### 1 業務履行場所

プール名	施設概要	すべり台
松ヶ江	25m(9レーン) 幼児1池	○
和布刈塩水	50m(9レーン) 25m 2池(7レーン・遊戯用) 幼児1池	×
大里	50m(9レーン) 25m(7コース) 幼児1池	×
紫川河畔	25m(6レーン) 幼児1池	×
朽網	25m(5レーン) 幼児1池	○
文化記念	50m(9レーン) 25m(7コース) 幼児1池	×
小石	25m(7レーン) 幼児1池	○
藤ノ元	25m(7レーン) 幼児1池	×
大池	25m(7レーン) 幼児1池	×
沖田	25m(7レーン) 幼児1池	○
上津役	25m(4レーン) 幼児1池	×
木屋瀬	25m(6レーン) 幼児1池	×
折尾	25m(7レーン) 幼児1池	×

### 2 プール開業期間及び供用時間

7月1日～8月31日 9:30～17:00

※プールの開設期間は変更の可能性あり。

プールの開設期間等により、履行時期及び供用時間は変更することがある。

### 3 業務内容

- (A) 開設前準備業務
- (B) 開場期間中業務
- (C) 閉鎖業務
- (D) その他

上記の4つに大別し、その詳細については、以下に定めるとおりとする。

#### (A) 開設前準備業務

##### 1) 管理区域内の清掃等

- ア プール槽・プールサイド・バランスタンク・管理棟等の清掃
- イ 管理区域内の除草・剪定
- ウ 管理棟の消毒(害虫駆除)

## 2) 施設、設備の整備

### ア 付帯施設の点検、整備

日よけ棚、洗眼器、更衣室、シャワー、トイレ、プールサイド

※プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口（吸水口）における吸い込み事故を防ぐため、排水口等の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具を設置するなど、二重構造の安全対策を施すこと。また、開場前には必ず設置状況を確認すること。

### イ 備品類の点検、整備

机、椅子、放送設備、タイムスタンプ、監視台、懐中電灯、更衣カゴ、ハンドマイク、AED等

### ウ 掲示板の点検、設置

場外・・・使用期間、時間、料金表、使用制限、水深表示

場内・・・利用者心得、案内板（出入口、トイレ等）、水深図、水深表示、遊泳区分

## 3) 日常業務物品の発注、準備

a 救急薬品

b プール薬品

c 現金領収帳

d 使用券

e 清掃用具

f 事務用品

g 運営用品（帽子、スリッパ、笛、水中眼鏡、メガホン等）

h 消耗品（トイレトペーパー、ハンドソープ、ポリ袋等）

i 帳票類（収入報告書（日報、月報）、利用状況表（週報、月報）、業務日誌、機械運転日誌、事故報告書、紛失物届）

## 4) 各機関への挨拶・届出の提出

a 水道局へ冠水届 電力会社へ使用開始の連絡

b 近隣の警察署・消防署へ挨拶

c 臨時電話の依頼及び設置

d 和布刈塩水プールは、田野浦・門司漁協組合への挨拶

## 5) プール開場の市民への周知

## (B) 開場期間中業務

### 1) 受付等

#### ア 事務室

使用券・超過券の販売補助、使用時間の確認、日計集計、拾得物対応、場内放送、貴重品の預かり（各プールの状況により行う）

#### イ 更衣室

衣類カゴの貸し出し、衣類を入れたカゴの預かり・管理、コインロッカーの管理

#### ウ 場内パトロール・整理

場内パトロール、入場者の誘導整理・案内

#### エ 救護

入場者からの救護の申出があった場合の応急処置等

## 2) 監視

プール監視業務を有償で外部委託する場合は警備業法が適用されるため、警備業の認定を受けている業者に委託すること。(詳細は、「平成24年7月25日付け文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課事務連絡」を参照)

- ア 毎日、始業前に職員に注意義務を喚起し、プール場内の細部にわたって点検し、危険物(ガラスの破片、ヘアピンなど)を除去するとともに、破損箇所などの発見に努めること。特に集水口の蓋が所定の位置にあるかを点検すること。
- イ 開場中は、笛を常時携帯し、ルール違反者に対する指導を行うこと。
- ウ 監視は、常時複数で対応し、1名はプール全体がよく見える所に位置し、プールの底、すみ、水面が反射する所などを注意して監視して、一瞬の間に起こる事故を見逃すことのないように注意すること。
- エ 複数監視のときは、特に死角を作らないように互いに区域を設けて担当すること。
- オ 事故防止及び健康管理面から入場者数に応じて30分ないし1時間おきに水中検査を行い、あわせて利用上の注意事項などについて放送すること。
- カ 遊泳者の顔・唇の色や態度など、外見的な健康状態を観察し、遊泳不適と認められる者には適切な指導をすること。
- キ 軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに管理者に連絡すること。  
溺水者を発見した場合は、ただちにプール場長に連絡するとともに、自ら救助にあたり、人工呼吸などの応急処置を講ずること。
- ク プール閉場後、プール内、場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。

## 3) 巡回警備

### ア 火災関係

- a 火気使用箇所の点検
- b 火災を発見したときの初期消火
- c 消防署及びあらかじめ定められた委託者の責任者、又は緊急連絡者への通報、連絡

### イ 盗難関係

- a 施錠点検箇所及び機械室の点検
- b 潜伏、徘徊及び不審者等を発見した時の処置
- c 警察署及びあらかじめ定められた委託者の責任者、又は緊急連絡者への通報、連絡

## 4) 機械運転

### ア 循環浄化装置維持管理

- a プール開設前の水張り  
プールを満水にすること。水温調整のため開場の3日前までに行うこと。ただし、別途実施するプール清掃終了後、間隔があいた場合は、水張り前にプール内の簡易な清掃を行うこと。
- b 循環浄化装置(循環ポンプ、ろ過装置、塩素滅菌器)の運転操作及び日常点検整

備を行うこと。

- c 残留塩素・結合塩素・水素イオン濃度の測定、及び雑菌・浮遊物を除去し水質を調整するために必要な薬品の投入を行うこと。

水質管理については厚生労働省通達の水質基準を維持するよう努めること。

- d プール底の沈殿物及び底及び壁に発生する藻はその都度除去すること。
- e その他プール水の浄化に必要な措置を取ること。
- f プール開場前に各機器装置の整備・試運転調整、プール閉鎖後に各機器装置の整備・格納を行うこと。
- g 受託者は、第一に作業の安全に留意し、事故の防止に務めること

#### 5) 業務報告

下記の報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

- a プール管理日誌
- b 夏季プール収入報告書（日報）
- c 使用料報告書（月報）
- d プール利用状況（月報）
- e 利用人員週報告書（週報）
- f 警備業務日誌

#### 6) 日常清掃

##### ア 観覧席、階段

床面は、ほうき又は掃除機を使用してごみを除去し、清潔感を保持すること。

##### イ プールサイド

- a 排水溝、洗眼器周りは常に清潔にし、じん芥を除去すること。
- b 平板部分は汚れの程度に応じて水洗い及びポリッシャー等による洗浄を行うこと。
- c 長椅子は水拭きすること。

##### ウ 救護室

床面およびベンチを水拭き及び空拭きし、清潔感を保持すること。

##### エ その他

その他の区域は、共通仕様書の清掃仕様書のとおりとする。

##### オ 作業基準

受託者の専門的な知識経験で対処し、疑義を生じたときは委託者と協議する。

#### 7) 事故発生時の連絡体制

事故発生時等、緊急時の連絡体制を整えておくこと。

### (C) 閉鎖業務

#### 1) プール閉鎖の市民への周知

#### 2) 備品類の整理保管

机、椅子、放送設備、タイムスタンプ、監視台、懐中電灯、更衣カゴ、ハンドマイク、AED等

#### 3) 掲示板の整理保管

場外・・・使用期間、時間、料金表、使用制限、水深表示

場内・・・利用者心得、案内板（出入口、トイレ等）、水深図、水深表示、遊泳区分

4) 各機関への連絡

- a 上下水道局へ閉栓届
- b 臨時電話の撤去
- c 近隣の警察署・消防署へ挨拶
- d 和布刈塩水プールは、田野浦・門司漁協組合への挨拶

(D) その他

- 1) 受託者は、従事員の職務怠慢、不注意その他により発生した事故等については、その一切の責を負うものとする。
- 2) 受託者は、業務の実施にあたり、必要と思われる損害賠償保険に加入すること。
- 3) 受託者が、業務の実施にあたり、建物等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 4) 業務履行中に修繕を要す不良箇所を発見したときは、速やかに委託者に報告し、指示を受けるとともに、修理等を行うまでの応急措置を行うものとする。
- 5) 監視員は、健康で水泳ができ、普通救命講習、上級救命講習、日本赤十字社水上安全法もしくは救急法のいずれかを受講すること。
- 6) 受託者は委託者と協議の上、従業員の休憩所（プレハブ）等を設置することができる。

## 屋外プール電気設備保安点検等業務仕様書

### 1 業務内容

- (1) プールの開設及び閉鎖に伴う受電及び閉電業務
  - ア 施設開設に伴う開閉機受電作業
  - イ 施設閉鎖に伴う開閉機閉電作業
- (2) 絶縁抵抗の測定業務
  - ア 電灯分電盤回路の絶縁抵抗値の測定（1回）  
（管理棟電灯用、コンセント用、外灯用、自販機用等）
  - イ 動力分電盤回路の絶縁抵抗値の測定（1回）  
（濾過ポンプ用、循環ポンプ用、排水ポンプ用等）
- (3) 試運転
  - ア 電灯分電盤回路に通電し、各電気設備の作動を確認する。
  - イ 動力分電盤回路に通電し、ポンプ用モーターの作動を確認する。
- (4) 報告書の提出ほか
  - ア 上記（1）～（3）の業務を行ったときは、その結果について報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。
  - イ 上記（1）～（3）の業務を行った結果、修繕等が必要な場合は、受託者の負担により修繕を行うこと。ただし、その修繕等が高額となる場合は、委託者と協議すること。

### 2 対象施設及び分電盤回路数

No	プール名	住 所	電灯回路	ポンプ回路
1	和布刈塩水プール	門司区大字門司3491-1	7	9
2	大里プール	門司区不老町一丁目	5	3
3	松ヶ江プール	門司区大字畑2066	8	4
4	朽網プール	小倉南区朽網東一丁目2-13	4	2
5	紫川河畔プール	小倉南区徳力新町一丁目1-8	11	2
6	文化記念プール	小倉南区田原五丁目1-2	5	5
7	小石プール	若松区小石本村町20-1	4	2
8	藤ノ元プール	若松区今光二丁目16-14	4	3
9	折尾プール	八幡西区丸尾町4-14	2	2
10	大池プール	八幡西区鷹の巣二丁目15	4	3
11	沖田プール	八幡西区三ヶ森四丁目4-17	3	2
12	上津役プール	八幡西区上上津役四丁目18	3	2
13	木屋瀬プール	八幡西区大字野面610-4	4	1

## プール循環浄化装置点検業務

- 1 受託者は循環浄化装置(ろ過器、循環ポンプ)がプール開設期間中、常に安全で最良の稼動状態を維持するようにプール開設前及びプール開場中、プール閉鎖後に点検を実施する。
- 2 業務履行対象施設  
全ての屋外プール
- 3 履行時期  
プール開設前 6月下旬  
プール開場中 7月1日～8月31日  
プール閉鎖後 9月上旬  
※プールの開設期間は変更の可能性あり。  
プールの開設期間等により、履行時期は変更することがある。
- 4 点検は、専門技術員により行い、必要に応じ調整、注油を行う。整備にかかる消耗品などは受託者の負担とする。
- 5 点検要領は、下記のとおりとする。
  - (1) ろ過装置本体  
ろ過タンクの外部塗装状況を点検し、錆び等の異常がないか確認する。
  - (2) 集毛器  
ア パッキンが劣化していないか、締め金具に不具合はないか等の点検を行う。又必要に応じて、パッキンの張替え等を行う。  
イ 集毛器の内部の点検を行う。  
ウ 網籠は、破れ目や錆びなどがいないか確認する。
  - (3) 操作盤  
ア メインスイッチを入れ、正常に動作するか、異常音は発生していないか等の確認を行う。  
イ 電流計が正常に動作しているか確認する。  
ウ パイロットランプ(整備にかかる消耗品とみなす)が球切れで点灯しない場合は、取替を行う。
  - (4) ポンプ、モーター  
ア 循環ポンプに異常音がしていないかの確認をする。異常音が発生しているときは、速やかに循環ポンプを止め、委託者の指示を仰ぐこと。  
イ 循環浄化装置及びその他付随設備(配管等)から漏水していないか等の確認を行う。その場で対処できる軽微なものについては、速やかに対処する。  
ウ 圧力計などの計器類が正常に作動しているか確認する。  
エ 弁類は、正常に動作するか確認する。また、注油などの微調整を行う。
  - (5) プール開設期間中  
ア プール開設期間中に循環浄化装置が正常に稼動しているかを点検確認する。
- 6 受託者は、業務終了後、報告書等を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。また、不良箇所については、委託者に対し必要な助言を行う。
- 7 受託者は、第一に作業の安全に留意し、災害の防止に努めること。機械設備及びその周辺は常に整理しておく。
- 8 この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

## プール循環ろ過装置ろ材入替業務

## 【全部入替の場合】

## 1 ろ材交換

ろ過器内のろ材を、全て抜き取り交換すること。交換するろ材は、現在充填してあるものと同等のものを使用すること。交換にかかる機材及び消耗品は受託者の負担とする。

## 2 ろ材の処分

交換により排出されたろ材は、適正に処分すること。

## 3 ろ過器内塗装及び装置の維持

ろ材の抜き取り後、ろ過器内のケレン及び塗装（３度塗り）を行うこと。ろ過器の用途に適合した塗料（水道法に規定されるもの）を使用すること。ろ材の交換後、ろ過装置は原状へ整備復帰させ、運転に支障がないようにすること。

また、ろ過器にかかる消耗品は受託者の負担とする。

## 4 その他

作業実施については、安全に十分配慮し、事故等の防止に努めること（酸欠等）。

また、ろ過装置の修繕や部品交換等の必要が生じたときは、速やかに行うものとする。

## 【一部入替の場合】

## 1 ろ材交換

ろ過器内の状況に応じて、ろ過層のろ材（姫砂）の交換、若しくは補充を行うこと。交換及び補充するろ材は、現在充填してあるものと同等のものとする。

## 2 ろ材の処分

交換により排出されたろ材は、適正に処分すること。

## 3 ろ過装置の維持

ろ材の交換後、ろ過装置は原状へ整備復帰させ、運転に支障がないようにすること。

また、この作業にかかる消耗品は受託者の負担とする。

## 4 その他

作業実施については、安全に十分配慮し、事故等の防止に努めること（酸欠等）。

また、ろ過装置の修繕や部品交換等の必要が生じたときは、速やかに行うものとする。



## 塩素供給機、ポリ塩化アルミニウム注入器点検及び水質管理指導業務

- 1 点検等実施回数及び実施時期
  - (1) 屋外プール プール開始からプール閉鎖までの間（2週間に1回）
  - (2) 屋内プール 6月、7月、8月、10月、2月の5回
- 2 業務内容
  - (1) 塩素供給機点検
    - ア 吐水量
    - イ コック関係
      - 導入バルブ（プール水の導入バルブ）
      - 排出バルブ（洗浄及び水抜きバルブ）
      - 送出バルブ（溶解薬液の送出バルブ）
    - ウ その他（架台・ヘッドキャップパッキンなど）
  - (2) ポリ塩化アルミニウム注入器点検
    - ア 注入量
    - イ 弁関係
      - フード弁・注入弁・サイフォン防止弁・自動脱気弁
  - (3) 水質管理指導
    - プールの水質基準（厚生労働省通達 [H19.5.28]）の水質を保持できるように指導すること

### 3 業務履行場所及び機器設置台数

No	プール名	住 所	塩素供給器点検数	ポリ塩化アルミニウム注入器点検数
1	和布刈塩水	門司区大字門司 3491-1	6	-
2	松ヶ江	門司区大字畑 2066	2	-
3	大里	門司区不老町一丁目 1	3	-
4	紫川河畔	小倉南区徳力新町一丁目 1-8	1	-
5	朽網	小倉南区朽網東一丁目 2-13	2	-
6	文化記念	小倉南区田原五丁目 1-2	5	5
7	小石	若松区小石本村町 20-1	1	1
8	藤ノ元	若松区今光二丁目 16-14	1	1
9	大池	八幡西区鷹の巣二丁目 15-2	1	1
10	沖田	八幡西区三ヶ森四丁目 4-17	2	2
11	木屋瀬	八幡西区大字野面 610-4	1	1
12	上津役	八幡西区上上津役四丁目 18	1	1
13	折尾	八幡西区丸尾町 4-14	1	1
14	浅生スポ	戸畑区浅生二丁目 1-1	4	-
15	新門司温水	門司区新門司三丁目 5	1	1
16	若松体育館	若松区古前一丁目 1-1	1	-
17	折尾スポ	八幡西区大浦三丁目 9-1	1	1
18	桃園市民プール	八幡東区桃園三丁目 1-3	5	-

## 遊泳用プール水質検査業務委託仕様書

### 1 業務内容

遊泳用プールの衛生管理基準について（平成19年5月28日付け健発0528003号厚生労働省健康局長通知）に定められている「遊泳用プールの衛生基準」に基づいた水質検査を行うこと。

#### (1) 水質検査項目及び基準

	検査項目	基準値	頻度
1	水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下	毎月 1 回以上
2	濁度	2 度以下	毎月 1 回以上
3	過マンガン酸 カリウム消費量	12 mg/l 以下	毎月 1 回以上
4	遊離残留塩素濃度	0.4 mg/l 以上 (1.0 mg/l 以下が望ましい)	少なくとも毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上 (このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい)
5	大腸菌	検出されないこと	毎月 1 回以上
6	一般細菌	200CFU/ml 以下	毎月 1 回以上
7	総トリハロメタン	暫定目標値 概ね 0.2 mg/l 以下が望ましい	毎年 1 回以上 (通年営業又は夏期営業のプールにあつては 6 月から 9 月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあつては水温が高めの時期に行うこと)

※水質検査の試料採水地点は、短形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20 cm 及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とし、その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。

#### (2) 水質検査方法

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法またはこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

イ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、DPD法またはこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

ウ 大腸菌の測定は、LB-BGLB法またはこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

#### (3) 検水箇所

基準に適した地点・箇所で検水すること。

#### (4) 採水方法

採水（試料採取）は、受託者が、各プールで行う。

#### (5) 検査結果

各施設の検査結果については、水質検査結果報告書を作成すること。また、再検査が必要な場合は、協議の上再検査を行い、併せて結果報告書を作成すること。結果報告書については、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

### 2 対象施設

別紙のとおり

遊泳用プール水質検査対象プール一覧

区分	プール名	施設概要	プール数
屋外	松ヶ江	25m(9レーン) 幼児 1池	2
	和布刈塩水	50m(9レーン) 25m 2池(7レーン・遊戯用) 幼児 1池	4
	大里	50m(9レーン) 25m(7レーン) 幼児 1池	3
	紫川河畔	25m(6レーン) 幼児 1池	2
	朽網	25m(5レーン) 幼児 1池	2
	文化記念	50m(9レーン) 25m(7レーン) 幼児 1池	3
	小石	25m(7レーン) 幼児 1池	2
	藤ノ元	25m(7レーン) 幼児 1池	2
	大池	25m(7レーン) 幼児 1池	2
	沖田	25m(7レーン) 幼児 1池	2
	上津役	25m(4レーン) 幼児 1池	2
	木屋瀬	25m(6レーン) 幼児 1池	2
	折尾	25m(7レーン) 幼児 1池	2
計			30
室内	新門司温水	25m(6レーン) 幼児(1レーン)	2
	折尾スポーツセンター	15m(4レーン)	1
	浅生スポーツセンター	25m(6レーン) 幼児 1池 歩行者用	3
	桃園市民	50m(8レーン) 25m(6レーン) 幼児 1池	3
	若松体育館	25m(6レーン) 幼児 1池	2
計			11

## プール管理棟害虫駆除業務

1 業務内容 対象施設管理棟内の駆除剤散布及びゴキブリ用薬剤設置による害虫駆除業務

2 使用薬剤等

受託者(以下乙という)は、当該業務を実施するにあたり、人体に危害を及ぼすことのない薬剤等を使用しなければならない。

- (1) 散布駆除剤                     ピレスロイド様殺虫剤
- (2) ゴキブリ用毒餌                アミジノヒドラゾン系殺虫剤

3 事故防止に対する措置

当該業務を実施するにあたり、受託者は、作業の安全に留意し、施設を利用する第三者の身体等への事故防止に努めること。

4 業務履行報告書の作成

受託者は、業務終了後、すみやかに業務報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

5 この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

6 対象施設

No.	プール名	No.	プール名
1	和布刈塩水	11	沖田
2	大里	12	上津役
3	松ヶ江	13	木屋瀬
4	朽網	14	新門司温水
5	紫川河畔	15	若松体育館
6	文化記念	16	折尾スポーツセンター
7	小石	17	桃園市民プール
8	藤ノ元	18	浅生スポーツセンター
9	折尾		
10	大池		

\*若松体育館、折尾スポーツセンター、桃園市民プール、浅生スポーツセンターは、プール管理に係る範囲が対象

## トレーニング機器保守点検業務

- 1 受託者は、別紙トレーニング機器が、常に安全で最良の稼動状態を維持するため、必要な定期点検を実施する。

### 【点検回数等】

施設名	点検回数	点検実施月
総合体育館	2回	8月、2月
若松体育館	3回	4月、8月、12月
折尾スポーツセンター	3回	4月、8月、12月
浅生スポーツセンター	3回	4月、8月、12月

- 2 点検は専門技術員により行い、必要により調整、注油、部品の取替え及び修理を行う。部品及び修理に伴う費用は、原則として受託者の負担とする。ただし、その費用が高額となる場合は、委託者と協議する。
- 3 不慮の故障に際しては、速やかに専門技術員による適切な処置を行う。  
これに係る経費は、原則として受託者の負担とする。ただし、その費用が高額となる場合は、委託者と協議する。
- 4 受託者は、業務終了後ただちに保守点検報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

総合体育館トレーニング機器一覧表

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	ランニングマシン ※グレー (セノー ラボードLXE1200)	2台	20	バックエックスステーション	1台
2	ランニングマシン ※ブラック (セノー ラボードLXE1200)	1台	21	ウエルラウンド ニーエクステンション	1台
3	ランニングマシン (サイフィット AC5000)	2台	22	サイベックスパワーラック (パワーゲージステーション)	1台
4	エリプティカルウォーカー (サイフィット SXT7000)	1台	23	スミスマシン BM512000	1台
5	エアロバイク (900U)	1台	24	アームカールベンチ	1台
6	コードレスバイク V67i (セノー BG8720)	1台	25	NR-G スーパーインプレスベンチ	1台
7	コードレスバイク V77i (セノー BG8620)	1台	26	NR-G フラットアジャスタブルベンチ	1台
8	コードレスバイク BFR (セノー BG892000)	2台	27	SS-G フラットアジャスタブルベンチ	1台
9	エアロバイク (サイフィット JSC1000R)	1台	28	NR-G フラットベンチ	1台
10	VR3 チェストプレス	1台	29	フラットベンチ(青)	2台
11	VR3 フライ/リアデルト	1台	30	山型アブドミナルボード(黄)	1台
12	VR3 プルダウン	1台	31	平型アブドミナルボード(黄)	1台
13	VR3 トーソローテーション	1台	32	カールストレッチベンチ	1台
14	VR3 レッグエクステンション	1台	33	ツイストマシン	1台
15	VR3 シーテッドレッグカール	1台	34	ベルトバイブレーター DX-386	1台
16	VR3 レッグプレス	1台	35	バーベルセット	6本
17	VR3 ロウ	1台	36	ダンベルセット (1kg~10kg)	10組
18	G3 プローンレッグカール	1台	37	ラバーダンベル (12・14・16・18・20・22.5・25・27.5・30kg)	9組
19	ウエルラウンド チェストプレス/ロウ	1台	38		

折尾スポーツセンタートレーニング機器一覧表

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	ゴムマット	6枚	17	ショルダープレスマシン	2台
2	ストレッチマット	4枚	18	ベンチプレス	1台
3	HOISTベンチ	1台	19	バタフライマシン	1台
4	フラットベンチ	2台	20	ハイプーリー(ラットマシン)	1台
5	スーパーダンベル	12組	21	レッグカール	1台
6	(ハンドランベル) 25k・20k 15k・10k・7.5k・5k・2.5k 各2枚	7組	22	レッグカールエクステンションマシン	1台
7	ダンベルラック	1台	23	レッグプレス	1台
8	カールストレッチベンチ	2台	24	ライフサイクル 950HR(バイク)	1台
9	バックエクステンションベンチ	1台	25	コードレスバイク V70i(バイク)	1台
10	ベルトトレーナーDXマシン	1台	26	エアロバイク 900U(バイク)	3台
11	アブドナルミナボード ラダー2欄型	1台	27	コードレスバイク V67i(バイク)	2台
12	山型パッド	1台	28	セノーX60ラボード(ランニングマシン)	1台
13	アブドナミルボード	2台	29	ラボードLXE1200(ランニングマシン)	4台
14	スミスプレスCYBEX	1台	30	バーベルシャフト	8本
15	チンニング	1台	31		
16	アームカールエクステンションマシン	1台	32		

若松体育館トレーニング機器一覧表

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	腹筋台セット S型	2台	16	コードレスバイク (セノー BG 891000)	1台
2	TWS/ペガサス	1台	17	エアロバイク (75XL II)	1台
3	TWS/カシオペア	1台	18	エアロバイク (コードレスバイク)	2台
4	TWS/ケンタウルス	1台	19	エアロバイク (ライフサイクル)	3台
5	ラットプルダウン (セノー BB4352)	1台	20	ランニングマシン (ウェルロード I・II)	2台
6	TWS/ヘラクレス	1台	21	ランニングマシン(トレッドミル) (ウェルロード200E)	2台
7	スミスマシン	1台	22	ランニングマシン (セノー ラボードLXE1200)	1台
8	チンニング	1台	23	ボディストレッチャー	1台
9	ボディソリッド (バックエクステンション)	1台	24	アジャストベンチ	1台
10	レックプレス (セノー NR S II)	1台	25	フラットベンチ	1台
11	ツイストマシン	1台	26	全自動血圧計	1台
12	TT式ベルトバイブレーター	1台	27		
13	回転式クロムダンベル&ラックセット	1式	28		
14	フリーウエイト安全マット	4枚	29		
15	ストレッチングマット	4枚	30		



## 球場維持管理業務仕様書

### 1 業務時間

#### (1) 供用時間

- ア 4月～10月                   ・・・       6：00～21：00
- イ 11月～3月                   ・・・       6：00～18：00

受託者は、供用に十分対応できる業務体制をとること。

#### (2) 供用時間に使用を開始するために必要な準備、片付け等の時間及び委託者が特に指定した時間

### 2 日常管理

#### (1) 一般的事項

- ア 出入口、窓等の施錠・開錠を行う。
- イ 機械警備機器が設置されているときは、機器のセット・リセットを行う。
- ウ 施設閉鎖後に各室の照明、空調機等の電気設備、水道設備及びガス設備を点検確認する。
- エ 施設使用后、施設の場内外を見回り、現状回復状況を確認する。
- オ 異常が発生した場合、警察署、管理責任者、緊急連絡者への通報連絡を行う。

#### (2) 利用者の確認、電話対応等

- ア 球場利用者の確認、電話対応等
- イ 球場利用者に対し、使用上の注意を助言する。
- ウ 球場の駐車場を整理する。

### 3 グラウンド等維持管理業務

#### (1) 受託者の専門的な知識経験、技術をもってグラウンドを最良の状態に保持しなければならない。

#### (2) 本業務に使用する必要な機械器具、消耗品等（グラウンド維持管理に係る原材料を含む）は、すべて受託者が負担する。

#### (3) 競技の有無、天候の良否にかかわらず受託期間中は施設の維持管理に支障のないように作業員、技術員（グラウンド整備等に熟知した者）を常駐させ、必要な場合は適宜増員するものとする。

#### (4) グラウンドの一般整備

- ア グラウンドの土の部分は、表面が乾燥しないように適時散水し、転圧する。  
なお、表面が強風による飛散、雨による流出で不足したところは、その部分を緩衝し、土を補充し、入念な転圧を行う。
- イ 主要試合時は、事前に入念に整備清掃を行い、各種競技規則に基づいてライン引き等を行わなければならない。
- ウ その他の維持管理上必要な事項については、受託者の専門的な知識経験で対処し、疑義を生じたときは管理者と協議を行う。

(5) グラウンドの定期整備

定期整備は、必要な技術員を派遣し、グラウンドの表層土補充及び表面整備、不陸修正、転圧等の整備を年2回程度実施するものとする。

(6) 芝生の維持管理（芝のある球場の場合）

別紙芝生管理要領に基づき、受託者の専門的な知識経験で対処し、疑義を生じたときは委託者と協議を行う。

# 芝生管理要領

球場により芝生の種類が異なるので、それぞれに適した作業及び薬品等を使用すること。

## 1 芝生の管理

### (1) 芝生の進行管理

芝生の管理は、別表（球場芝生管理作業基準）を参考に、それぞれの芝生に適した進行管理する。

### (2) 芝刈込み

ア 刈込みは、芝生敷地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。

イ 刈込み高は、委託者と協議する。

ウ 刈り取った芝は、集積し、まとめて場外処理するとともに、刈り跡は、きれいに清掃する。

エ 芝生及び雑草の刈込みの範囲は、球場内の敷地全域とする。

### (3) 目土かけ

ア 目土かけは、植物の根、瓦礫、赤土等がなく、ふるい分けした目土用土を用いる。

イ 土壌改良剤または肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合する。

ウ 目土用土は、とんぼ等を用いて、指定の厚さにむらなく均一に十分すりこむ。

エ 芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

### (4) 除草剤散布

ア 稀釈液は、指定の濃度となるよう正確に稀釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。

イ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。

ウ 芝生地内の灌木、草花、来場者、隣地施設等にかからないよう、十分注意して行う。

### (5) 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

### (6) 殺菌剤散布

病虫害防除のための殺菌剤散布を、除草剤散布に準じて行う。

### (7) 除草

ア 芝生をいためないように除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取る。

イ 抜き取った雑草は、毎日指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡は、きれいに清掃する。

### (8) 補植

芝生の補植をする場合は、市と協議のうえ実施すること。

## 球場芝生管理作業基準

月別 工種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
芝刈	状況に応じて実施												
黒土	1	1		1		1	1	1					6
エアレーション	1				1								2
除草剤散布							1					1	2
施肥	1		1			1							3
防虫剤散布			1		1								2
	殺虫剤散布は発生時に随時												
殺菌剤散布			1		1								2
	殺虫剤散布は発生時に随時												
清掃	芝刈り時に行う												
散水	適時散水												
人力除草	適時に行う												
目土かけ	1									1			2

## 運動場維持管理業務仕様書

### 1 運動場維持管理業務

- (1) 受託者の専門的な知識経験、技術をもってグラウンドを最良の状態に保持しなければならない。
- (2) 本業務に使用する必要な機械器具、消耗品等はすべて受託者が負担する。

### 2 運動場の整備業務

#### (1) グラウンドの通常整備

常に良好な環境を保つため、表面土整備、不陸整正等を行う。

#### (2) グラウンドの定期整備

上記通常整備に加え、必要がある場合には、表層土補充整備、表面整備及びグラウンドの雨水等が横溢しないよう土砂上げ等側溝の整備を行うこと。

#### (3) 草刈り整備

敷地内の除草は定期的に行うほか、必要があれば随時行う。

## ソフト事業

### 1 自主事業

指定管理者は、施設の魅力を向上させ、施設の有効利用や利用促進に資する事業（自主事業）を自ら企画し、積極的に行うものとする。

なお、事業の実施にあたっては、施設の設置目的を充実・発展させるよう努めること。

- (ア) スポーツ振興に資する事業（スポーツ教室等）
- (イ) スポーツ体験事業
- (ウ) 健康増進事業
- (エ) 地域との連携による地域コミュニティ活性化に資する事業
- (オ) その他施設の魅力向上及び活性化に資する事業（イベント、PR、物販等）

### 2 実施例

#### (1) レッツスポーツ

市民無料開放の日とし、新体力テストの実施又はニュースポーツ等の体験コーナーを設け、市民が自身の体力を把握するとともに広くスポーツを楽しむ機会を提供する。

- (ア) 実施内容 新体力テスト又はニュースポーツ等の体験
- (イ) 実施時期 9月～11月のうちの土・日・祝日 1日間

#### (2) 親子体操教室

未就学児とその保護者を対象に、親子体操教室を実施し、幼少期にさまざまな運動経験を体験させるとともに、保護者に幼少期の運動の重要性を啓発し、子どもの体力向上を目指す。

- (ア) 対象 未就学児（概ね3歳～6歳）とその保護者
- (イ) 実施回数 3回以上 1回60～90分程度
- (ウ) 募集人員 20組程度

#### (3) スポーツリーダー養成講座（指導者養成事業）

地域のスポーツクラブの指導者や体育指導員などを対象に、スポーツに対する関心と理解を深め、より専門的な知識と技術を身につけるとともに、人格・見識・指導力を持つ地域のスポーツリーダーの養成を行う。

- (ア) 募集人員 30人～50人程度
- (イ) 講座内容 スポーツリーダーとして身に付けるべき知識についての講座等を全10回程度行う。
- (ウ) 講座時間 1講座 60分～180分

(エ) その他 うち、1回程度「公開講座」を設け、広く市民が参加できる講座（実技を含む）を実施する。

(4) 「スポーツと体力測定の日」 チャレンジスポーツ

市民無料開放の日とし、新体力テストの実施やニュースポーツ等の体験コーナーを設け、市民が自身の体力を把握するとともに広くスポーツを楽しむ機会を提供する。

(ア) 実施内容 新体力テストやニュースポーツ等の体験

(イ) 実施時期 9月～11月のうちの日曜日 1日間

## 北九州市立総合体育館維持管理業務仕様書

### 1 業務内容

- (A) 清掃業務
- (B) 電気・機械設備等保守管理業務
- (C) エレベータ保守点検業務
- (D) 台吊物設備保守点検業務
- (E) 便器防臭洗浄器具保守点検業務
- (F) 構内交換電話設備保守点検業務
- (G) 音響設備保守点検業務
- (H) 煤煙測定業務
- (I) 冷温水発生機点検業務
- (J) 空調自動制御計装機器点検
- (K) 高圧受電設備点検業務
- (L) トレーニング室受付業務



## (A) 清掃業務

### 日常清掃

#### 1 供用区域

##### (1) 玄関・ホール・廊下・階段

ア 床面は、ほうき又は、真空掃除機を使用してごみを除去し、ポリッシャーを使用してつやだしを行い、常に清潔感を保持すること。

イ 床がすべらないように十分注意すること。

ウ 玄関、出入口のガラスドア及び玄関まわりのガラスは常に乾拭き、又は洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないように磨きあげること。

エ エントランスホール、ロビー等の客溜部分などの来客の多いところのくずかごは常に巡回し適切な処理を行い、窓枠、壁周り、階段、手摺、来客用の椅子等は来館者に不快感を与えないよう拭き掃除すること。

必要に応じて灰皿の設置・撤去・適切な処置を行うこと。

##### (2) 湯沸室・洗面所・便所

ア 床は適正洗剤で洗浄し、巡回の都度、水拭きし、乾いたモップで水分をとること。

イ 衛生陶器、鏡、化粧台、流し台等は、適切な方法で洗い拭きし常に良好な状態を保持するとともに、便器等には定期的に溶解薬品を投入してパイプの詰まりを防止すること。

ウ ドア、間仕切りは水拭き及び乾拭きし、特に金属部分は光沢を保持すること。

エ 茶殻、紙くず、汚物の搬出処理は毎日行い、容器は水洗い又は水拭きし、常に良好な状態を保持すること。

オ 衛生消耗品は、使用に支障をきたさぬよう点検補充すること。

##### (3) 外部回廊、外部階段等

ア 掃き掃除を主として、全般的な見回り作業を行うこと。

イ 掲示板・各標識等は、掲示内容及び塗料がはげないように十分注意して拭き掃除を行うこと。

##### (4) 体育室・観覧席（ロイヤルボックス含む）及び本部席、トレーニング室

ア 床面は、モップ又は掃除機等を使用してごみを除去し、特に体育室はポリッシャーでつや出しを行うこと。

イ 下足箱は拭き掃除すること。

#### 2 専用区域

##### (1) 事務室・その他

ア 容易に移動できるものは移動して、ごみが散乱しないようにほうき又は真空掃除機を用いて除去し、汚損箇所は適正洗剤を使用してポリッシャーでつや出しを行うこと。

イ ロッカー、キャビネット、その他の備品類は、ほこりを完全に除去し、水拭き又は乾燥をし、汚れが著しい場合は、適正洗剤を用いて除去すること。

(2) 応接室・会議室

ア カーペット部分は、真空掃除機でほこりを除去した後、毛並みをそろえておくこと。

イ タイル床は、ほうきでほこりを除去し、水拭きした後ポリッシャーでつや出しを行うこと。

ウ ドア、間仕切り、飾り棚等の水拭き及び乾拭き掃除を行うこと。

エ 紙くず入れの処理清掃を行うこと。

定期清掃

(1) 床洗浄・樹脂塗布

机、キャビネット等で移動可能なものは移動し、床に適した洗剤を用いてポリッシャーで洗浄し、樹脂を2回以上塗布してつや出しを行い、仕上げること。

(2) 室内ガラス部分（間仕切り）清掃

ガラス用洗剤を用いて汚れを入念に除去し、水洗い後、乾拭きして仕上げること。

(3) 応接セットのソファ、椅子等の清掃

(4) 消火器、消火栓等は強度の光沢を保持し、非常の際に目立つよう心がけて磨くこと。

(5) 競技場用フロアモップは常に使用できるように洗浄しておくこと。

(6) 敷地内施設周辺の清掃

ア 側溝、排水溝を清掃し、じん芥集積を排除すること。

イ 駐車場については、空き缶ごみなどを収集し除去しなければならない。

(7) 壁の手あか等の汚れは常に除去すること。

その他

(1) 清掃中器物を破損し、又は破損個所のあるときはすみやかに委託者に届出なければならない。

(2) 清掃に要する機材、消耗品などは受託者が負担する。

(3) 北九州市スポーツ施設条例施行規則別表第1又は、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1に定める施設に対応する休業日は、作業を要しない日とする。ただし、委託者が特に指示したときは、この限りでない。

(B) 電気・機械設備等の常時保守管理業務

1 電気・機械設備保守業務

電気・機械設備保守業務については次のとおり行う。

(1) 自家用電気工作物の工事運用に関する保安監督を行い、常に電気諸設備の運転を円滑にし得るよう処理し、停電その他事故発生に対しては速やかに復旧に努めるとともに原因をただし、設備の安全確保に努める。また、保守に伴う機器の清掃を行い軽微な修理を行うものとする。

(2) 常時保守作業は次のとおりとする。

ア 電力日誌、各種指示値の記録及び変電室その他諸設備の巡回点検

イ 変電室、配電盤の温湿度の測定記録

ウ 蓄電池の電圧、電液比重の測定、点検記録

エ 回転機器の給油状態及び振動点検調整

オ 低圧配電盤スイッチ点検及び負荷状況測定

カ 各計器指示調整及び工具予備品の点検

キ 各種警報装置点検及び調整（自動火災報知設備調整を除く）

ク 官公庁、九州電力等への諸届連絡事務の計画立案

コ 前各号に関する記録及び報告

(3) 特殊保守作業は次のとおりとする。

ア 変圧器

(ア)精密点検（温度上昇試験その他）

(イ)絶縁抵抗測定

(ウ)設置抵抗測定

(エ)絶縁油の酸化測定及び高圧試験

イ 遮断器、開閉器

(ア)精密点検

(イ)絶縁抵抗測定

(ウ)設置抵抗測定

(エ)遮断器及び継電器の動作試験

(オ)絶縁油の酸化測定及び高圧試験

ウ 受電盤、配電盤、計器用変成器、計器

(ア)精密点検

(イ)絶縁抵抗測定

(ウ)設置抵抗測定

エ 母線

(ア)精密点検

(イ)絶縁抵抗測定

オ 避雷器

(ア)放電特性試験

- (イ) 絶縁抵抗測定
- カ 電力コンデンサー
- (ア) 容量試験
- (イ) 絶縁抵抗測定
- キ 電動器、その他負荷機器
- (ア) 精密点検
- ク 発電機（非常用）
- (ア) 遮断器及び軽電器動作試験

## 2 空調設備保守業務

空調設備保守業務については次のとおり行う。

- (1) 吸収冷温水機・温水ボイラー・パッケージエアコン・空気調和機類及びこれに付属する設備の運転並びに保守点検、上下水道ポンプ設備及び給湯ポンプ設備の配管系等全般の点検、ガス設備の点検を行う。
- (2) 暖房設備についての常時保守点検作業は次のとおりとする。
  - ア 吸収冷温水機の運転、監視、配管系等の点検
  - イ 温水温度及び圧力の監視、循環ポンプの点検
  - ウ 温水ボイラーの運転、監視配管系等の整備
  - エ 膨張タンクの点検、圧力計等諸計器の監視及び煙道・煙突等の点検
  - オ ガス配管の点検、ガス漏れ調査
  - カ 機械室の整頓、清掃、部品工具の整備
  - キ 上記に関する記録及び報告
  - ク ボイラー、圧力容器類定期検査の立会
  - ケ パッケージエアコンの点検
- (3) 冷房設備についての常時保守点検作業は次のとおりとする。
  - ア 吸収冷温水機の運転、監視、配管系等の点検
  - イ 冷温水機及び圧力の監視循環ポンプの点検
  - ウ クーリングタワーの運転、冷却水ポンプの点検
  - エ 膨張タンクの点検、圧力計等諸計器の監視及び煙道・煙突の点検
  - オ ガス配管の点検、ガス漏れ調査
  - カ 機械室の整頓、清掃、部品工具の整備
  - キ 上記に関する記録及び報告
  - ク パッケージエアコンの点検

## 3 給排水・衛生設備保守業務

- (1) 給排水及び給湯ポンプの点検、調整、注油、グリスアップ、グランドパッキンの取替え、水圧計の記録、配管一般の点検
- (2) 受水・排水層、電極棒、警報装置、ボールタップ、フードバルブの点検

## 調整

- (3) 水道蛇口、及び便器のフラッシュバルブ、サービスタンクトラップ類の点検
- (4) ガス湯沸機の点検調整及び廃棄ファンの運転点検
- (5) 水道及びガスの検針記録並びに検針立会

## 4 危険物取扱作業

- (1) 乙種第4類に属する危険物の容器バルブの点検
- (2) 漏れ箇所の発見、小修理
- (3) 貯蔵庫の温度、排気ガス
- (4) 燃料類受入の立会

## 5 防災設備保守業務

防災設備及びこれに付属する設備の保守作業は次のとおりとする。

- (1) スプリンクラー配管及びヘッドの巡回点検
- (2) 防災専用非常発電機及びこれに付属する設備の運転並びに点検
- (3) スプリンクラーポンプの点検、調整、注油、グリスアップ、グランドパッキンの取替、水圧計の指示記録、配管の点検

## 6 放送設備操作業務

- (1) 放送設備の操作業務は、業務の性格上主催者の行事と密接な関係があるので、善良なる熟練者の技術をもって特に慎重な操作等を行わなければならない。
- (2) 諸設備、器具等に重要な修理を要すると認めた場合は、速やかに委託者に報告し、協議すること。

## 7 空気環境測定

### (1) 回数

この業務は、年6回（奇数月）実施するもの。

### (2) 測定場所（ポイント）及び測定方法（回数／日）

ア 場所：B 1 F 監視室

：1 F 東ロビー、受付、事務所、応接室、第1競技場（東西南北）、トレーニング室、第2競技場

：2 F 観覧席（東、西）、ロビー売店（南、北）、西ホール、多目的室

：3 F 観覧席（南、北）

総計18ポイント

イ 方法：各ポイントを2回／日（午前1回と午後1回）

## 8 衛生害虫駆除業務

### (1) 回数

この業務は、年2回実施するもの。

### (2) 実施方法・場所

実施方法	場 所
空間噴霧	第一競技場、第二競技場、役員室、事務所、大会議室、倉庫、トレーニング室、男女更衣室、トイレ、ゴミ集積所他
乳剤散布	第一競技場（客席）、事務所、大会議室、倉庫、男女更衣室 トイレ、空調機械室、ゴミ集積所他
ねずみ用薬剤設置	空調機械室

### (3) 使用薬剤

この業務に使用する薬剤は、人体に危害を及ぼすことのない物を使用する。

- ア 空間噴霧薬剤
- イ 散布薬剤
- ウ ねずみ用薬剤

## 9 受水槽清掃業務

### (1) 業務内容

ビル管理法、水道法に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認すると共に、常時安全且つ衛生的給水を行うことを目的とする。

- ア 清掃に従事する者は常に健康を維持し、腸管系感染症の有無について6ヶ月以内毎に定期的にその検査を受けて保菌していないことを確かめる。その他疾病に罹患している場合には作業に従事させてはならない。
- イ 清掃に使用する作業衣及び機材は、水槽清掃専用とし、常に清潔に管理されていなければならない。使用にあたっては水洗・消毒を行い、衛生的に行われるよう留意すること。
- ウ 槽内は照明・換気等を行い、必要であれば酸素量を確認すること。
- エ 作業にあたっては資格所有者を作業責任者とし、計画実施及び報告についてそれぞれ指揮監督させること。

### (2) 作業手順

- ア 揚水ポンプその他ポンプによって槽内の残水を排水すること。
- イ 槽内の天井、周壁、底部、槽内配管等を高圧洗機及び用具、布等を用いて清掃すること。その際、槽内ライニング、塗装等を傷つけないよう

留意すること。

ウ 槽内壁、配管その他を点検すること。

エ 槽内を 50～100ppm の次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒し、30 分間放すること。(2回) 終了後、槽内を清水で洗い流すこと。

オ 槽に清水を満たし満水後槽内の水の残留塩素を測定すること。

カ 全て満足であることを確認して送水し、この送水時に液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能を点検すること。

キ マンホール及びその蓋等は水槽の清掃、消毒、水洗と共に同様に処理し、残留塩素測定直後直ちに密閉施錠すること。

ク 給水末端の蛇口を開き十分放水した後に残留塩素測定を行い規定量以上示すことを確認する。

ケ 清掃に使用した機器類を、清水をもって拭掃又は洗浄して片付けること。また、槽周囲を水洗いのうえ留水等のないよう洗浄すること。

### (3) 特記事項

ア 作業監督者は、建築物環境衛生管理技術者又は厚生労働大臣が認めた者とする。

イ 各槽毎に清掃前後の写真を 2 枚以上撮影し、報告書に添付すること。また、槽内及び機器の異常があれば写真撮影を添えて、委託者に報告すること。

## 10 その他

修繕等のうち、小規模なものについては、下記の範囲で行うこと。

- (1) 大工工
- (2) 配管工、電気工、左官工
- (3) コンクリート打ち、タイル貼り、ペンキ塗り
- (4) 体育機器の小修繕
- (5) その他の工事
- (6) 倉庫の備品整理（電気設備の配線整理など）

### 資格

次の有資格者を必要とする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者
- (2) 第 3 種電気主任技術者
- (3) 乙種第 4 類危険物取扱主任者

(C) エレベータ保守点検業務 (2台)

1 定期点検

- (1) 関係法令、基準、指針等に従い、毎月、技術者による点検を行い、必要に応じて給油・調整を行うこと。
- (2) 点検の範囲は、機械室内の手元開閉器二次側以降のエレベータ設備として設置した機器とする。

2 故障時の対応

故障時などの緊急事態に備え、常に専門技術員を待機させ、迅速かつ適切な処置が行える体制を整えておくこと。

3 消耗品

点検等に必要な部品のうち、次の消耗品は乙の負担とする。

- (1) 補充用油脂類(ギヤオイル、シリンダーオイルは除く)
- (2) ウェス
- (3) ヒューズ
- (4) インジケーター、押しボタン用ランプ
- (5) ドアマシン用カーボン
- (6) 化粧ビス



(D) 舞台吊物設備保守点検業務

1 保守対象

(1) 舞台吊物設備

ア	緞帳	電動昇降ドラム巻取式	1台
	(幕開閉)	電動開閉式	1台
イ	一文字幕	電動昇降ドラム巻取式	1台
ウ	中割幕	電動昇降ドラム巻取式	1台
	(幕開閉)	電動開閉式	1台
エ	カスミ幕1	中割幕共吊	1台
オ	カスミ幕2	電動昇降ドラム巻取式	1台
カ	水平幕	電動昇降ドラム巻取式	1台
キ	ボタン1	電動昇降ドラム巻取式	1台
ク	ボタン2	電動昇降ドラム巻取式	1台
ケ	ボタン3	電動昇降ドラム巻取式	1台
コ	ボーダーライト	電動昇降ドラム巻取式	1台
サ	フライダクト(サスペンション)	電動昇降ドラム巻取式	1台
シ	水平ライト	電動昇降ドラム巻取式	1台
ス	操作卓	—	1式
セ	舞台機構操作盤	—	1式

(2) リングライト設備

ア	リングライト(内外輪)	電動昇降ドラム巻取式	2台
イ	操作盤	—	1式
ウ	制御盤	—	1式

2 保守内容

舞台吊物設備

- (1) 電動、手動、吊物装置の点検及び調整、機構部点検  
(緞帳・引割幕・照明・吊物ボタン・スクリーン等)
- (2) マシン、滑車等の点検及び調整
- (3) 同上ワイヤー伸び率、損傷などの精密点検
- (4) 操作盤、制御盤の点検及び調整
- (5) 舞台幕類の吊高位置調整
- (6) 総合点検

(E) 便器防臭洗浄器具保守点検業務

1 物件

便器防臭洗浄器具を設置し、保守点検をする。

2 保守点検の方法

物件を良好な状態で使用できるように2ヶ月毎に点検、取替をするものとする。

3 費用負担

契約物件の取り付け・撤去及び取替えに要する費用は受託者負担とする。

(F) 構内交換電話設備保守点検業務

1 保守機器

(1) 沖電気製 1648 型主装置	1 式
(2) 電話機 (停電用表示付)	4 台
(3) 電話機 (表示付)	12 台
(4) 一般電話機	23 台
(5) 留守番型電話機	1 台

2 点検

年 1 回、点検するものとする。

3 緊急時対応

緊急障害発生時には、直ちに障害の復旧にあたらなければならない。

4 申請業務

所属電話に関する一切の申請業務を代行すること。

## (G) 音響設備保守点検業務

### 1 保守点検の範囲

#### (1) 第一競技場放送設備

- ア 音響調整卓
- イ レコードプレイヤー卓
- ウ テープレコーダー卓
- エ CDプレイヤー卓
- オ 電力増幅器架
- カ 遅延装置架
- キ 入出力操作架
- ク スピーカー類
- ケ マイクコンセント類
- コ コード類

#### (2) 第二競技場放送設備

- ア 可搬型増幅器
- イ 可搬型スピーカー

#### (3) 全館放送設備（非常放送法廷点検は別途）

- ア 全館放送架
- イ スピーカー類

### 2 定期点検の仕様

#### (1) 点検の概要

設備の自然消耗、破損等による障害の未然防止及び取扱いの指導等をなし、その性能の正常化を図る。

#### (2) 点検回数

年1回

#### (3) 委託者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、随時、保守点検を行うこと。

#### (4) 点検内容

- ア 音声調整卓
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃・・・真空掃除機による
  - ・増幅器の直進性・・・データ作成
  - ・S/Nの測定・・・データ作成
  - ・不良部品の交換・・・抵抗、コンデンサー等
- イ レコードプレイヤー卓
  - ・目視チェック・・・各スイッチ、回転数のチェック
  - ・清掃・・・真空掃除機による

- ・機械部品の注油
- ・不良部品の交換
- ウ テープレコーダー卓
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃・・・真空掃除機による
  - ・機械部位品の注油
- エ CDプレイヤー卓
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃
  - ・機械部品の注油
  - ・不良部品の交換
- オ 電力増幅器
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃・・・真空掃除機による
  - ・増幅器の直進性・・・データ測定
  - ・S/N比の測定・・・データ作成
  - ・不良部品の交換・・・抵抗、コンデンサー等
- カ 遅延装置架
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃・・・真空掃除機による
  - ・増幅器の直進性・・・データ作成
  - ・S/N比の測定・・・データ作成
  - ・不良部品の交換
- キ スピーカー類
  - ・動作テスト
- ク マイクコンセント類
  - ・動作テスト
- ケ コード類
  - ・動作テスト
- コ 可搬型増幅器
  - ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
  - ・清掃・・・真空掃除機による
  - ・増幅器の直進性・・・データ作成
  - ・S/N比の測定・・・データ作成
  - ・不良部品の交換
- サ 可搬型スピーカー
  - ・動作テスト
- シ 全館放送架

- ・目視チェック・・・ボリューム、スイッチ、メーター指示等の点検
- ・清掃・・・真空掃除機による
- ・増幅器の直進性・・・データ作成
- ・S/N比の測定・・・データ作成
- ・不良部品の交換

ス 総合作動試験

- ・作動テスト連続1時間
- ・その他必要と認められるもの

(5) 前項の保守点検の結果、修理及び部品取替等が必要な場合は、速やかに委託者に報告し、対応策を協議すること。

(H) 煤煙測定業務

大気汚染防止法第16条及び同法施行規則第15条第3項により測定を行う。

1 測定方法

- (1) JIS-Z-8808 排ガス中のダスト濃度測定
- (2) JIS-K-0104 窒素酸化物測定
- (3) JIS-K-0301 排ガス組成

2 測定対象

冷温水発生器 X 2基

電熱面積 51.6 m<sup>2</sup>

燃料使用 164 N m<sup>3</sup>/h (冷房時)

179 N m<sup>3</sup>/h (暖房時)

3 測定日

1回目 8月

2回目 2月

## (I) 冷温水発生機点検業務

大型吸収冷温水機の点検を下記の区分に応じて実施すること。

機種：EUW-630CG

台数：2台

### 1 運転開始時点検整備

#### (1) 本体関係の切替作業

ア 弁切替操作

#### (2) 制御盤切替作業

ア 冷暖房切替スイッチ

イ 各タイマー切替確認

ウ 各スイッチ切替

#### (3) 真空度の確認

ア 貯室圧力

イ 抽気（冷房開始時）

#### (4) 電気系統の確認

ア 各ポンプ、バーナーブローアの絶縁抵抗

#### (5) 安全保護装置の点検確認

ア 高温圧力再生器圧力スイッチ

イ 貯室圧力スイッチ

ウ 高温再生器液面低下

エ 冷水、冷却水フロースイッチ点検

#### (6) 制御回路機能点検

ア プロテクトリレー動作

イ 上限、下限リミットスイッチ動作

ウ 高温再生器液面リレー

#### (7) マイコンローラー確認

#### (8) インバーター設定値の確認

#### (9) ガス漏れ点検

ア 弁越し漏れ点検

イ 外部漏れ点検

#### (10) 燃焼関係の点検

ア フレーム電流

イ パイロットの点火試験

ウ メイン点火試験

エ 燃焼状態の点検

#### (11) 燃焼機器動作点検

ア 風圧低

イ 失火

ウ ガス圧



- (1 2) 排ガス分析調整
  - ア 酸素、二酸化炭素等
- (1 3) 運転データの記録、運転調整
  - ア データの記録分析
  - イ 冷媒、吸収液の濃度、比重チェック

## 2 運転中点検整備

- (1) 安全保護装置の点検確認
  - ア 高温圧力再生器圧力スイッチ
  - イ 貯室圧スイッチ
  - ウ 高温再生器液面低下
  - エ 冷水、冷却水フロースイッチ点検
  - オ 各タイマー切替確認
  - カ 各スイッチ切替
- (2) 真空度の確認
  - ア 貯室圧力
- (3) 制御回路機能点検
  - ア プロテクトリレー動作
  - イ 上限、下限リミットスイッチ動作
  - ウ 高温再生器液面リレー
- (4) 燃焼関係の点検
  - ア フレーム電流
  - イ パイロットの点火試験
  - ウ メイン点火試験
  - エ 燃焼状態の点検
- (5) 燃焼機器動作点検
  - ア 風圧低
  - イ 失火
  - ウ ガス圧
- (6) 排ガス分析調整
  - ア 酸素、二酸化炭素等
- (7) 運転データの記録、運転調整
  - ア データの記録分析
  - イ 冷媒、吸収液の濃度、比重チェック

## 3 休止時点検

- (1) 外部品外観検査
  - ア 各温度計、スイッチ関係
  - イ 各圧力計

ウ プロテクトリレー

エ 各リレー関係

オ バーナー関係

(2) 高温再生器の点検

ア 煙室カバー開放点検

イ 炉内点検

ウ バッフル点検

エ 煙室煙管点検

(3) 冷却水系統の点検

ア 冷却水系チューブの汚れ点検

## (J) 空調自動制御計装機器点検

空調自動制御計装機器の点検について、下記のとおり実施すること。

### 1 対象機器

#### (1) 冷却塔制御点検 (CT-1、CT-3)

・挿入形温度調節器 (TY7700)	:	2台
・挿入形温度調節器 (T675A)	:	2台
・温度指示調節器 (SDS200)	:	2台
・電動バタフライ弁 (VY9900)	:	2台

#### (2) 空調機系統点検

・挿入形温度検出器 (TY7700)	:	20台
・挿入形温度検出器 (HY7017B)	:	14台
・デジタル式調節器 (WY7111)	:	14台
・アクシヨネータモータ (M940B)	:	4台
・二方弁 (V5064A)	:	4台
・電動二方弁 (VY5110)	:	12台
・ダンパ操作器 (MY6040)	:	38台

#### (3) パッケージ制御点検

・室内形温湿度発信器 (HY7009A)	:	2台
・デジタル式調節器 (WY7111)	:	2台

#### (4) 貯湯槽制御点検

・挿入形温度検出器 (LY7201B)	:	1台
・温度調節器 (R7702A)	:	1台
・温度調節器 (Q7705A)	:	1台

#### (5) 水位警報制御点検

・液面リレー／電極	:	4組
-----------	---	----

#### (6) 熱源廻り制御点検

・挿入形温度検出器 (TY7701)	:	7台
・Pt入力変換器 (RY7100P)	:	3台
・圧力発信器 (JTG)	:	1台
・DC24V電源 (RY7910D)	:	1台
・電磁流量計 (KID/KIC)	:	1台
・アイソレータ (RY9710S)	:	2台
・アナログ入力変換器 (RY7100A)	:	3台

・アナログ出力変換器 (RY7100)	:	3 台
・台数制御ユニット (WY7041)	:	2 台
・圧力指示調節器 (SDC200)	:	1 台
・アクシヨネータモータ (M940B)	:	1 台
・二方弁 (V5064A)	:	1 台

(7) 計測系統点検

・室内形温湿度発信器 (HY7099A)	:	20 台
・挿入形温度検出器 (HY7017B)	:	4 台

(8) 中央監視装置

・メインコントロールユニット (MCU)	:	1 台
・20カラーディスプレイ (CRT)	:	1 台
・キーボード (KB)	:	1 台
・分電ユニット (PDU)	:	1 台
・マウス (MS)	:	1 台
・漢字プリンタ (PRT)	:	2 台
・グラフィックドライバー (GDR)	:	1 台

(9) リモートユニット

・リモートユニット (I-DGP)	:	14 台
・リモートユニット (IDC)	:	16 台
・リモートユニット (DIF)	:	1 台
・遠隔設定点	:	52 台
・発停、切換点	:	101 台
・状態、警報点	:	70 台
・計測点	:	120 台
・積算点	:	2 台

(10) シーズン切替作業 (夏1回、冬1回)

2 点検スケジュール (予定)

点検月	作業内容
6 月	シーズン切替作業
9 月	<p>1 総合点検</p> <p>2 冷却塔制御点検 (2 系統)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿入形温度調節器 (TY7700)</li> <li>・挿入形温度調節器 (T675A)</li> <li>・温度指示調節器 (SDS200)</li> <li>・電動バタフライ弁 (VY9900)</li> </ul> <p>3 空調機系統点検 (14 系統)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿入形温度検出器 (TY7700)</li> <li>・挿入形温度検出器 (HY7017B)</li> <li>・デジタル式調節器 (WY7111)</li> <li>・アクシヨネータモータ (M940B)</li> <li>・二方弁 (V5064A)</li> <li>・電動二方弁 (VY5110)</li> <li>・ダンパ操作器 (MY6040)</li> </ul> <p>4 パッケージ制御点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内形温湿度発信器 (HY7009A)</li> <li>・デジタル式調節器 (WY7111)</li> </ul> <p>5 熱源廻り制御点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿入形温度検出器 (TY7701)</li> <li>・Pt 入力変換器 (RY7100P)</li> <li>・圧力発信器 (JTG)</li> <li>・DC 24V 電源 (RY7910D)</li> <li>・電磁流量計 (KID/KIC)</li> <li>・アイソレータ (RY9710S)</li> <li>・アナログ入力変換器 (RY7100A)</li> <li>・アナログ出力変換器 (RY7100)</li> <li>・台数制御ユニット (WY7041)</li> <li>・圧力指示調節器 (SDC200)</li> <li>・アクシヨネータモータ (M940B)</li> <li>・二方弁 (V5064A)</li> </ul> <p>○冷暖房切替スイッチ</p> <p>○各タイマー切替確認</p> <p>○各スイッチ切替</p>

10月	シーズン切替作業
3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯湯槽制御点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿入形温度検出器 (LY7201B)</li> <li>・温度調節器 (R7702A)</li> <li>・温度調節器 (Q7705A)</li> </ul> </li> <li>2 水位警報制御点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面リレー／電極</li> </ul> </li> <li>3 計測系統点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内形温湿度発信器 (HY7099A)</li> <li>・挿入形温度検出器 (HY7017B)</li> </ul> </li> <li>4 中央監視装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインコントロールユニット (MCU)</li> <li>・20カラーディスプレイ (CRT)</li> <li>・キーボード (KB)</li> <li>・分電ユニット (PDU)</li> <li>・マウス (MS)</li> <li>・漢字プリンタ (PRT)</li> <li>・グラフィックドライバー (GDR)</li> </ul> </li> <li>5 リモートユニット <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートユニット (I-DGP)</li> <li>・リモートユニット (IDC)</li> <li>・リモートユニット (DIF)</li> </ul> </li> </ol>

(K) 高圧受電設備点検業務

高圧受電設備の点検業務を下記の要領にて実施すること。

1 点検箇所

引込柱、受電室、第2電気室

2 点検項目

No	測定・点検項目	測定・点検内容
1	接地抵抗測定	各電気室及び変電設備の設置（A種・B種・C種・D種）設備における法（技術基準）の適合性を確認する。
2	高圧絶縁抵抗測定	回路毎（最小区分）にDC1000Vメガにおいて測定する。
3	保護継電器試験 過電流継電器 51（OCR）	特性試験及び遮断機連動試験を行う。 整定タップの最小動作値測定 整定タップ・整定レバーにおいて、150%、200%、300%、500%の動作時間測定 瞬時要素の動作値測定
	不足電流継電器 27（UVR）	特性試験及び遮断機連動試験を行う。 整定タップの動作値及び復帰値測定 整定タップ・整定レバーにおいて、0%、30%、50%、70%の動作時間測定
	地絡方向継電器 67（D・SGR）	特性試験及び遮断機連動試験を行う。 電流整定値の動作値測定 電圧整定値の動作値測定 電流測定値の130%、400%の動作時間測定 電流・電流の位相を180°変えて不動作確認
	地絡継電器	特性試験及び遮断機連動試験を行う。 電流整定値の動作値測定 電流測定値の130%、400%の動作時間測定
4	避雷器放電特性試験	放電試験を行い、機器の性能を確認する。 (1) 施設状況 配線の状態、据付状態、巡視者又は接近物に対する防護 (2) 外部 腐食及び外傷の有無 (3) 接地 配線の太さ
5	絶縁油特性試験	酸化度及び破壊電圧を測定し、絶縁油の劣化度を判断する。 絶縁破壊電圧 特高 25kV以上 高圧 20kV以上 全酸価 0.3未満
6	遮断器点検 開閉器点検 VCS、LBS、AS他	(1) 施設状況 配線の状態、据付状態、巡視者又は接近物に対する防護 (2) 外部 発錆、腐食、変形、漏油、外傷の有無、汚損の程度 (3) 開閉表示部 動作機構、標準器の状態 (4) 操作部 投入機構、遮断機構、制御配線の状態 (5) 自断部 自由ひき外し機構の動作 (6) ブッシング 汚損、損傷、取付の状態、端子締付状態 (7) 内部 発錆、腐食、変形、漏油、外傷の有無、汚損の程度、可動・固定接触子、絶縁ロットの状態、投入具合、油量の状態、各部端子の締付状態 (8) 接地 配線の太さ
7	変圧器点検	(1) 施設状況 配線の状態、据付状態、巡視者又は接近物に対する防護 (2) 外部 発錆、腐食、変形、漏油、外傷の有無、汚損の程度 (3) 温度計 指示が適切、読取容易、汚損、その他 (4) ブリーザー シリカゲル、油、その他装置の異常 (5) 内部 過熱、汚損、発錆の有無、タップ盤端子、増縮、枯化の程度、油量、スラッジの発生 (6) ブッシング 汚損、損傷、取付の状態、端子締付状態

		(7) 接地 (8) $\tan \delta$	配線の太さ 必要に応じて
8	コンデンサー点検・容量測定	(1) 外部点検 (2) 試験 (3) 接地	漏油の有無、膨張の有無、施設状況 容量測定、内部放電抵抗の状態 配線の太さ
9	計器用変圧・変流器点検	(1) 施設状況 (2) 外部 (3) 接地	配線の状態、据付状態、巡視者又は接近物に対する防護 発錆、腐食、変形、外傷、過熱の有無 配線の太さ
10	リアクトル点検	(1) 施設状況 (2) 外部 (3) 接地	配線の状態、据付状態 発錆、腐食、変形、外傷の有無、汚損の程度 配線の太さ
11	ケーブル絶縁診断 6 kV 回路		DC 4000V 印加時の漏れ電流測定及びキック現象、部分放電の有無を確認し、異常のない場合、自動的にDC 6000V を印加し、絶縁診断を行う。 同時にシールド絶縁抵抗を測定し、ケーブル外装の異常の有無を判断する。
12	母線・線路点検	(1) 施設状況 (2) 母線・線路 (3) ケーブル (4) 断路器・カットアウト (5) 指示物・電柱・碍子	配線の状態、据付状態 損傷、発錆、腐食、変形、過熱の有無、他物との離隔、地上高さ、ゆるみ、接続状態 ケーブルの汚損・損傷・亀裂、ヘッドの汚損・損傷・亀裂、テープの剥離、曲率半径、接地の状態 損傷、発錆、腐食、変形、焼損の有無、可動・固定部、接触部の状態、投入状態、ロック機構の状態、各部の増縮及び接地線の太さ 腕木、支柱、支線の状態、破損、汚損、脱落、配電地区の適否
13	変電所・建物 附帯設備点検	(1) 安全 (2) 照明 (3) 消火 (4) 災害・公害	保護棚、危険標示、区画ロープ等の状態、保護具の施設状況、運搬、保守通路の状況、扉施錠の状況、不要物、可燃物の有無及び人的環境 各部の照度、非常灯の状態 火災報知器の状況、消火装置の配置、消火対策 台風、地震対策、雨雪の浸水、吹込の有無、猫・鼠等の侵入防止対策、騒音の程度

### 3 点検数量

点検項目	数量	点検項目	数量
接地抵抗測定	9 点	変成流器点検	1 2 台
絶縁抵抗測定 高圧	1 7 区分	遮断器点検 (VCB)	4 台
継電器試験	1 0 台	開閉器点検 (VCS)	3 台
過電流継電器 5 1	8 台	開閉器点検 (LBS、AS)	9 台
地絡方向継電器 6 7	1 台	変圧器点検	7 台
不足電圧継電器 2 7	1 台	コンデンサー点検・容量測定	4 台
避雷器特性試験及び点検	1 組	ケーブル絶縁診断	4 本
絶縁油特性試験 (酸価・耐圧)	7 点	高圧配電盤及び母線碍子点検清掃	1 式



## (L) トレーニング室受付業務

### 1 開館前から閉鎖後における点検

- (1) 受付員は始業前にトレーニング室内及びトレーニング器具の細部にわたって点検し、危険物を除去するとともに、器具の不良箇所などの発見に努めること。
- (2) 利用者の使用券を確認すること。
- (3) 利用者に器具の使用上の注意を守らせること。
- (4) 初心者には、器具の正しい使用方法を教示し、安全で適切な運動方法を指導すること。
- (5) 不適當な服装、靴の利用者には、注意し指導すること。
- (6) 危険な行為をする者には、ただちにやめさせて嚴重注意すること。それでも従わない場合は退場させること。
- (7) 利用者の健康上好ましくないと判断した時は、運動をただちにやめさせて事故を未然に防ぐこと。
- (8) 事故が発生した時は、軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに管理者に連絡すること。
- (9) 場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。
- (10) 受付員の業務時間は、供用時間内とする。
- (11) 受付員は、健康かつ誠実で接遇に優れた者を従事させること。

## 警備業務仕様書（総合体育館）

### 1 警備対象及び警備内容

北九州市立総合体育館内外の保安のための巡回警備及び機械警備。

### 2 警備時間

機械のセット開始からセット解除までの間とする。

### 3 巡回警備

- (1) 不定時による館外の巡回警備を1日1回行うこと。
- (2) 館外の22時、7時の定時巡回警備に合わせ非常口、正面バリカー、中央公園駐車場の施錠開錠を行うこと並びに中央公園駐車場を管理すること。

### 4 機械警備

- (1) 警備に要する警報機器及びこれに付帯する一切の設備の設置、撤去及び保守点検に要する費用は、全額受託者の負担とする。

### 5 警備業務内容

- (1) 不審者、不法侵入者等の追放
- (2) 加害行為等のあらゆる事故原因の除去
- (3) 危惧されるすべての事故の未然防止
- (4) 各施錠箇所の点検
- (5) 火気、盗難、その他の災害の覚知及び拡大の防止
- (6) 事故発生時における関係先への緊急通報及び早期かつ適宜な措置
- (7) その他施設設備上の必要な措置
- (8) 事故発生後における報告書の提出

### 6 その他

本業務にかかる細目については、委託者の指示を受けるものとする。

## 総合体育館・消防用設備等保守点検等業務仕様書

- 1 消防法第17条の3及び同法施行規則第31条の4第1項の規定による点検業務を下表のとおり実施する。なお、点検業務は専門技術員によるものであること。

消防設備区分	点検区分	外観点検	機能点検	総合点検
	期間 数量	6ヶ月に1回		1年に1回
消火器	81	●	●	—
誘導灯及び誘導灯標識	92	●	●	—
客席誘導灯	259 台	●	●	—
消防用水	2 箇所	●	●	—
屋内消火栓	21 基	●	●	●
屋外消火栓	5 基	●	●	●
非常放送設備	1 式	●	●	●
自動火災報知設備	1 式	●	●	●
排煙設備	2 台	●	●	●
蓄電池設備	1 式	●	●	●
煙感知器連動防火扉制御システム	1 式	●	●	●
自動発電設備	1 式	●	●	●
非常コンセント設備	3 箇所	●	●	●
スプリンクラー設備	1 式	●	●	●

- 2 点検業務の実施時期については、双方事前協議の上、決定する。
- 3 委託者は、消防設備の一部の変更・撤去あるいは修理をするとき及びその機能に影響をきたすと思われる他の工事を行うときは、あらかじめ受託者に連絡することとし、受託者はその機能保全に協力するものとする。
- 4 前項の場合に要する費用その他の責めに帰せられない設備の修理及び検査に要する特別の費用並びに消耗による機材の補修及び委託者が妥当と認めたものに対する費用は、委託者の負担とする。

## 若松球技場維持管理業務仕様書

### 1 維持管理業務

- (1) 受託者の専門的な知識経験、技術をもってグラウンドを最良の状態に保持しなければならない。
- (2) 本業務に使用する必要な機械器具、消耗品等はすべて受託者が負担する。

### 2 若松球技場の整備業務

球技場の整備は、必要な作業員、技術員等を派遣させ、通常整備を毎月１回、表面土補充を年２回（５・８月）、草刈り整備を年３回（５・７・９月）実施すること。

#### (1) グラウンドの通常整備

整備内容は、表面土補充（年２回）整備、不陸整正、敷き均し、転圧、柵引き等でむらなく均一に十分にすり込む。

#### (2) 芝・草刈り整備

ア 芝の刈り込みは樹木、株物、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。

イ 刈り取った草は、集積し、まとめて場外処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

ウ 敷地内の除草は定期的に行うほか、必要があれば随時行う。

#### (3) 本部席及びスタンドは適宜清掃を行い、美観を維持すること。

## 若松体育館維持管理業務仕様書

### 1 供用時間

温水プール	10：00～20：00
温水プール以外	9：00～21：00

### 2 業務内容

業務内容は、（A）プール監視業務、（B）機械設備の運転操作業務及びプール水浄化業務、（C）トレーニング室受付業務、（D）清掃業務、の4つに大別し、その詳細については、以下に定めるとおりとする。

#### （A）プール監視業務

プール監視業務を有償で外部委託する場合は警備業法が適用されるため、警備業の認定を受けている業者に委託すること。（詳細は、「平成24年7月25日付け文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課事務連絡」を参照）

##### （1）プール開場前から閉鎖後における点検

ア 毎日、始業前に従業員に注意義務を喚起し、プール場内の細部にわたって点検し、危険物（ガラスの破片、ヘアピンなど）を除去するとともに、破損箇所などの発見に努めること。特に集水口の蓋が所定の位置にあるかを点検すること。

イ 利用者の使用券を確認する。

ウ 開場中は、笛を常時携帯し、ルール違反者に対する指導を行うこと。

エ 監視は、常時1名以上で対応し、プール全体がよく見える所に位置し、プールの底、すみ、水面が反射する所などを注意して監視して、一瞬の間に起こる事故を見逃すことのないように注意すること。

オ 複数監視のときは、特に死角を作らないように互いに区域を設けて担当すること。

カ 事故防止及び健康管理面から入場者数に応じて30分から1時間おきに水中検査を行い、あわせて利用上の注意事項などについて放送すること。

キ 遊泳者の顔・唇の色や態度など、外見的健康状態を観察し、遊泳不適と認められる者には適切な指導をすること。

ク 軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに委託者に連絡すること。

溺水者を発見した場合は、ただちに委託者に連絡するとともに、自ら救助にあたり、人工呼吸などの応急処置を講ずること。

ケ プール閉鎖後、プール内、場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。

## (2) 監視員の業務時間及び人数など

ア 供用時間内

10:00～20:00

常時2名（受付対応1名、プール内監視1名）以上で対応すること。

ただし、繁忙期（小・中学校の長期休暇期間中等）は、利用状況に応じて、監視体制を強化すること。

イ 開場前の安全点検、閉鎖後の点検及び片付け等の時間並びに委託者が特に指定した時間

ウ 監視員は、健康で水泳ができ、普通救命講習、上級救命講習、日本赤十字社水上安全法もしくは救急法のいずれかを受講すること。

## (B) 機械設備の運転操作業務及びプール水浄化業務

### (1) プール適温の維持業務

ア プールの供用時間中、適温を保つこと。

### (2) 循環浄化装置維持管理業務

ア 循環浄化装置（循環ポンプ、ろ過装置、塩素滅菌器）の運転操作及び日常点検整備を行うこと。

イ 残留塩素・水素イオン濃度の測定、及び雑菌・浮遊物を除去し水質を調整するために必要な薬品の投入を行うこと。

ウ 水質管理については厚生労働省通達の水質基準を維持するよう努めること。

エ その他プール水の浄化に必要な措置を取ること。

### (3) 制御機器維持管理業務

制御機器類の操作及び日常点検を行うこと。

(4) 空調機器類維持管理業務

空調機器類の運転操作及び日常点検を行うこと。

(5) 機械設備操作従事の業務時間など

ア 供用時間内 10:00～20:00

イ 供用時間にプール水を適温に保つために必要な準備、片付け等の時間及び委託者が特に指定した時間

(C) トレーニング室受付業務

(1) 開館前から閉鎖後における点検

ア 受付員は始業前にトレーニング室内及びトレーニング器具の細部にわたって点検し、危険物を除去するとともに、器具の不良箇所などの発見に努める。

イ 利用者の使用券を確認すること。

ウ 利用者に器具の使用上の注意を守らせること。

エ 初心者には、器具の正しい使用方法を教示し、安全で適切な運動方法を指導すること。

オ 不適当な服装、靴の利用者には、注意し指導すること。

カ 危険な行為をする者には、ただちにやめさせて嚴重注意すること。それでも従わない場合は退場させること。

キ 利用者の健康上好ましくないと判断した時は、運動をただちにやめさせて事故を未然に防ぐこと。

ク 事故が発生した時は、軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに管理者に連絡すること。

ケ 場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。

(2) 受付員の業務時間及び人数など

ア 供用時間内 9:00～21:00 室内に常時1名以上

イ 受付員は、健康かつ誠実で接遇に優れた者を従事させること。

(D) 清掃業務

1) 日常清掃

## ア 玄関及びホール

- a 床面は、ほうき又は掃除機を使用してごみを除去し、常に清潔感を保持すること。

この場合、汚れの程度に応じて水拭きにより汚れの部分を除去すること。

- b 玄関、出入口のガラスドア、及び玄関周りのガラスは空拭き又は洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないように磨きあげること。
- c ホールくずかごは、適切な処理を行い、公衆電話台、来客用の椅子等は、来場者に不快の念を与えないよう拭き掃除すること。
- d 消火器、消火栓等は空拭きをすること。

## イ 更衣室、便所、シャワー室

- a 床面は、ほうき又はデッキブラシを使用してごみを除去し、汚れの程度に応じて水洗いすること。
- b 紙くず入れの処理清掃を行うこと。
- c 衛生陶器、鏡、化粧台等は適切な方法で洗い拭きし、常に良好な状態を保持するとともに、便器等には定期的に溶解薬品を投入してパイプの詰まりを防止すること。
- d ドア、間仕切りは水拭きし及び空拭きし、特に金属部分は光沢を保持すること。
- e 汚物の処理は毎日行い、容器は水洗い又は水拭きし、常に良好な状態を保持すること。
- f 衛生消耗品は、使用に支障をきたさぬように点検補充すること。
- g その他、利用者に不快の念を与えないよう清掃すること。

## ウ アリーナ、観覧席、トレーニング室、多目的室

- a 床面は、モップ又は掃除機を使用してごみを取り除き、ポリッシャーでつや出しを行うこと。
- b 観覧席は、適時拭き掃除をする。
- c 下足箱は、適時掃き掃除をする。

## エ プール水槽及びプールサイド

- a 水槽内は週3回水中クリーナーで掃除する。又、必要に応じ水底部のブラシがけを行う。
- b 水槽内の大きなごみは、その都度、網または水中に入って取り除く。



c プールサイドは、ほうきでごみを取り、デッキブラシで水洗いをする。

#### オ 事務室、会議室、医務室

a 椅子など容易に移動できるものは移動したうえで、ごみが散乱しないようにほうき又は掃除機を使用して除去し、汚損個所は適正洗剤を使用して清掃し、ポリッシャーでつや出しを行うこと。

b 机、ロッカー、キャビネット、その他備品類はほこりを完全に除去し、水拭きまたは空拭きをし、汚れのはなはだしい場合は、適正洗剤を用いて清掃すること。

c 紙くず入れの処理清掃を行うこと。

#### カ 喫煙所

灰皿のごみを処理し、周辺も清潔に保つこと。

キ 館内の壁・換気扇については、ホコリ・汚れ等が目立たないように適宜清掃し、正常な状態を保つこと。

#### ク 敷地内の清掃

側溝、排水溝を清掃し、じん芥集積を排除すること。

駐車場については、空き缶のごみ等を収集し、除去すること。

ケ 室内ガラス部分・窓ガラスおよびブラインドの清掃（低所）については、日常清掃の中で適宜清掃し、美観を損ねない状態を保つこと。

### 2) 定期清掃

#### ア 床清掃、樹脂塗布

机、キャビネット等で移動可能なものは移動し、床に適した洗剤を用いてポリッシャーで洗浄し、樹脂を塗布してつや出しを行い仕上げること。

#### イ 室内ガラス部分・窓ガラス及びブラインドの清掃（主に高所）

ガラス用洗剤を用いて汚れを入念に除去し、水洗い後から拭きして仕上げること。

### 3) 作業基準

別紙の仕様書に基づき、実施すること。実施内容について、疑義が生じたときは委託者と協議おこなうこと。

### 3 その他

- (1) 受託者は、作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (2) 機械室、電気室、監視人室を常に清潔にし、器具類の整理整頓に努めること。
- (3) 従事者は、公営施設に従事し、市民と接する業務であることを認識し、利用者及び委託者の職員等に接する場合の言動等について十分注意すること。
- (4) 従事者は、常時清潔かつ端正な服装を着用し、名札をはい用すること。
- (5) 業務中、器物を破損し、又は破損個所があるときは速やかに委託者に届け出なければならない。
- (6) 清掃に要する機材、消耗品などは受託者が負担する。
- (7) 北九州市スポーツ施設条例施行規則別表第1に定める施設に対応する休業日は業務を要しない日とする。ただし、1月4日供用開始の準備のために必要な日、及び委託者が特に指示したときはこの限りでない。

## 若松武道場昇降機保守点検業務委託仕様書

## 1 履行昇降機仕様

ア 用途	小型エレベーター（乗用）
イ 積載量	200 kg
ウ 定員	3名
エ 速度	1.2 m/min
オ 停止階数	2
カ 駆動方式	機械室なし
キ 停電時自動着床装置付	

## 2 点検契約の種類

POG 契約

## 3 定期点検及び機能保守

- (1) 対象設備を常に正常かつ良好な運転状況に保つように関連法令、指針、基準等に従い定期的に点検を行うこと。
- (2) 部品、消耗部品等の調整、修理及び交換の必要が生じた場合は、機能維持を図るため、修理交換を行うこと。但し、交換に費用が生じる場合は、別途協議するものとする。
- (3) 定期検査は年に一度、国土交通大臣が定める昇降機検査資格者により関連法令、指針、基準に従い実施すること。

## 4 緊急時の対応

故障等の緊急事態が発生した時には、速やかに対象設備の運行状態を確認するとともに、事態に応じた適切な処置をとること。

## 5 報告書の作成

- (1) 定期点検を行った時は、報告書を作成し委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。
- (2) 故障等の緊急事態が発生した時は、報告書を作成し委託者に提出すること。
- (3) 年1回の定期検査を行った時は、検査報告書を作成し委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

## 折尾スポーツセンター維持管理業務仕様書

### 1 供用時間

温水プール	10:00～20:00
温水プール以外	9:00～21:00

### 2 業務内容

業務内容は、(A) プール監視業務、(B) 機械設備運転操作業務及びプール水浄化業務、(C) トレーニング室受付業務、(D) 清掃業務の4つに大別し、その詳細については、以下に定めるとおりとする。

#### (A) プール監視業務

プール監視業務を有償で外部委託する場合は警備業法が適用されるため、警備業の認定を受けている業者に委託すること。(詳細は、「平成24年7月25日付け文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課事務連絡」を参照)

##### (1) プール開場前から閉鎖後における点検

ア 毎日、始業前に従業員に注意義務を喚起し、プール場内の細部にわたって点検し、危険物(ガラスの破片、ヘアピンなど)を除去するとともに、破損箇所などの発見に努めること。特に集水口の蓋が所定の位置にあるかを点検すること。

イ 利用者の使用券を確認する。

ウ 開場中は、笛を常時携帯し、ルール違反者に対する指導を行うこと。

エ 監視は、常時1名以上で対応し、プール全体がよく見える所に位置し、プールの底、すみ、水面が反射する所などを注意して監視して、一瞬の間に起こる事故を見逃すことのないように注意すること。

オ 複数監視のときは、特に死角を作らないように互いに区域を設けて担当すること。

カ 事故防止及び健康管理面から入場者数に応じて30分から1時間おきに水中検査を行い、あわせて利用上の注意事項などについて放送すること。

キ 遊泳者の顔・唇の色や態度など、外見的健康状態を観察し、遊泳不適と認められる者には適切な指導をすること。

ク 軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに委託者に連絡すること。

溺水者を発見した場合は、ただちに委託者に連絡するとともに、自ら救助にあたり、人工呼吸などの応急処置を講ずること。

ケ プール閉鎖後、プール内、場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。

### (3) 監視員の業務時間及び人数など

ア 供用時間内

10:00～20:00

常時2名（受付対応1名、プール内監視1名）以上で対応すること。

ただし、繁忙期（小・中学校の長期休暇期間中等）は、利用状況に応じて、監視体制を強化すること。

イ 開場前の安全点検、閉鎖後の点検及び片付け等の時間並びに委託者が特に指定した時間

ウ 監視員は、健康で水泳ができ、普通救命講習、上級救命講習、日本赤十字社水上安全法もしくは救急法のいずれかを受講すること。

## (B) 機械設備の運転操作業務及びプール水浄化業務

### (1) ボイラーの維持管理業務

ア ボイラーの運転操作並びに日常点検整備を行うこと。

イ プールの供用時間中、適温を保つこと。

### (2) 循環浄化装置維持管理業務

ア 循環浄化装置（循環ポンプ、ろ過装置、塩素滅菌器）の運転操作及び日常点検整備を行うこと。

イ 残留塩素・水素イオン濃度の測定、及び雑菌・浮遊物を除去し水質を調整するために必要な薬品の投入を行うこと。

ウ 水質管理については厚生労働省通達の水質基準を維持するよう努めること。

エ その他プール水の浄化に必要な措置を取ること。

(3) 制御機器維持管理業務

制御機器類の操作及び日常点検整備を行うこと。

(4) 空調機器類維持管理業務

空調機器類の運転操作及び日常点検整備を行うこと。

(5) 夏季（7、8月）の業務

7、8月は、ボイラーの運転は行わない。

ただし、ボイラーの運転操作以外の業務を行うこと。

(6) 機械設備操作従事の業務時間など

ア 供用時間内 10:00～20:00

イ 供用時間にプール水を適温に保つために必要な準備、片付け等の時間及び委託者が特に指定した時間

(C) トレーニング室受付業務

(1) 開館前から閉鎖後における点検

ア 受付員は始業前にトレーニング室内及びトレーニング器具の細部にわたって点検し、危険物を除去するとともに、器具の不良箇所などの発見に努める。

イ 利用者の使用券を確認すること。

ウ 利用者に器具の使用上の注意を守らせること。

エ 初心者には、器具の正しい使用方法を教示し、安全で適切な運動方法を指導すること。

オ 不適当な服装、靴の利用者には、注意し指導すること。

カ 危険な行為をする者には、ただちにやめさせて厳重注意すること。それでも従わない場合は退場させること。

キ 利用者の健康上好ましくないと判断した時は、運動をただちにやめさせて事故を未然に防ぐこと。

ク 事故が発生した時は、軽微な負傷事故については応急処置を行うものとし、医師の治療を要するものはすみやかに管理者に連絡すること。

ケ 場内を点検し、異常の有無の確認及び遺失物の整理にあたること。

(2) 受付員の業務時間及び人数など

ア 供用時間内 9:00～21:00 室内に常時1名以上

イ 受付員は、健康でかつ誠実で接遇に優れた者を従事させること。

## (D) 清掃業務

### 1) 日常清掃

#### ア 玄関及びホール

a 床面は、ほうき又は掃除機を使用してごみを除去し、常に清潔感を保持すること。

この場合、汚れの程度に応じて水拭きにより汚れの部分を除去すること。

b 玄関、出入口のガラスドア、及び玄関周りのガラスは空拭き又は洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないように磨きあげること。

c ホールのくずかごは、適切な処理を行い、来客用の椅子等は、来場者に不快の念を与えないよう拭き掃除すること。

d 消火器、消火栓等は空拭きをすること。

#### イ 更衣室、便所、シャワー室

a 床面は、ほうき又はデッキブラシを使用してごみを除去し、汚れの程度に応じて水洗いすること。

b 紙くず入れの処理清掃を行うこと。

c 衛生陶器、鏡、化粧台等は適切な方法で洗い拭きし、常に良好な状態を保持するとともに、便器等には定期的に溶解薬品を投入してパイプの詰まりを防止すること。

d ドア、間仕切りは水拭きし及び空拭きし、特に金属部分は光沢を保持すること。

e 汚物の処理は毎日行い、容器は水洗い又は水拭きし、常に良好な状態を保持すること。

f 衛生消耗品は、使用に支障をきたさぬように点検補充すること。

g その他、利用者に不快の念を与えないよう清掃すること。

#### ウ 体育室、本部席、観覧席、トレーニング室、多目的室

a 床面は、モップ又は掃除機を使用してごみを取り除き、ポリッシャーでつや出しを行うこと。

b 下足箱は、掃き掃除をする。

エ プール水槽及びプールサイド

- a 水槽内は週3回水中クリーナーで掃除する。又、必要に応じ水底部のブラシがけを行う。
- b 水槽内の大きなごみは、その都度、網で取り除く。
- c プールサイドは、ほうきでごみを取り、デッキブラシで水洗いをする。

オ 事務室、会議室、ビデオ室、測定室

- a 椅子など容易に移動できるものは移動したうえで、ごみが散乱しないようにほうき又は掃除機を使用して除去し、汚損個所は適正洗剤を使用して清掃し、つや出しを行うこと。
- b 机、ロッカー、キャビネット、その他備品類はほこりを完全に除去し、水拭きまたは空拭きをし、汚れのはなはだしい場合は、適正洗剤を用いて清掃すること。
- c 紙くず入れの処理清掃を行うこと。

カ 喫煙所

灰皿のごみを処理し、周辺を清潔に保つこと。

- キ 館内の壁・換気扇については、ホコリ・汚れ等が目立たないように適宜清掃し、正常な状態を保つこと。

ク 敷地内の清掃

側溝、排水溝を適宜清掃し、じん芥集積を排除すること。

駐車場については、空き缶ごみなどを収集し、除去すること。

- ケ 室内ガラス部分・窓ガラス及びブラインドの清掃（低所）については、日常清掃の中で適宜清掃し、美観を損ねない状態を保つこと。

2) 定期清掃

ア 床清掃、樹脂塗布

机、キャビネット等で移動可能なものは移動し、床に適した洗剤を用いてポリッシャーで洗浄し、樹脂を塗布してつや出しを行い仕上げること。

イ 室内ガラス部分・窓ガラス及びブラインドの清掃（主に高所）

ガラス用洗剤を用いて汚れを入念に除去し、水洗い後から拭きして仕上げること。



### 3)作業基準

別紙の仕様書に基づき、実施すること。実施内容について、疑義が生じたときは委託者と協議おこなうこと。

## 4 その他

- (1) 受託者は、作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (2) 機械室、電気室、監視人室を常に清潔にし、器具類の整理整頓に努めること。
- (3) 従事者は、公営施設に従事し、市民と接する業務であることを認識し、利用者及び委託者の職員等に接する場合の言動等について十分注意すること。
- (4) 従事者は、常時清潔かつ端正な服装を着用し、名札をはい用すること。
- (5) 業務中、器物を破損し、又は破損個所があるときは速やかに委託者に届け出なければならない。
- (6) 清掃に要する機材、消耗品などは受託者が負担する。
- (7) 北九州市スポーツ施設条例施行規則別表第1に定める施設に対応する休業日は業務を要しない日とする。ただし、1月4日供用開始の準備のために必要な日、及び委託者が特に指示したときはこの限りでない。

## 鞍ヶ谷競技場維持管理業務仕様書

### 1 グラウンド等維持管理

- (1) 受託者の専門的な知識経験、技術をもってグラウンド及び芝生を最良の状態に保持しなければならない。
- (2) 本業務に通常必要とする機械器具、その他消耗品等はすべて受託者が責任をもって用意する。特に補充用アンツーカー20袋、スポーツ用バインダー20袋、芝生用目土4tダンンプ1台分を負担すること。また、機動集塵機および芝刈機は、施設に常備している機器を使用してよい。
- (3) 競技の有無、天候の良否にかかわらず受託期間中は施設の維持管理に支障のないように作業員、技術員（グラウンド整備等に熟知した者）を常駐させ、必要な場合は適宜増員するものとする。
- (4) 走路などの維持管理業務
  - ア 走路等の全天候舗装部分は、月1回機動集塵掃除を行う。汚れの著しい時は随時部分的に機動集塵掃除を行う。
  - イ フィールド等のアンツーカー舗装部分は、表面が乾燥しないように適時散水し、転圧を行う。
  - ウ 競技会及び大会の際、競技開始前に清掃を行い、各種競技規則に基づいて、その都度ライン引き等を行う。
  - エ その他の維持管理上必要な事項については、受託者の専門的な知識経験で対処し、疑義を生じたときは委託者と協議する。
- (5) 芝生の維持管理
 

別紙芝生管理要領に基づき受託者の専門的な知識経験で対処し、疑義を生じたときは委託者と協議する。
- (6) 用具庫の整理、清掃
 

用具庫は、常に整理整頓し、必要に応じて清掃を行う。

## 芝生管理要領

鞘ヶ谷競技場の芝生は、ティフトン芝であるので、それに合う作業及び薬品等を使用すること。  
芝生養生管理に要する作業回数は（別紙芝生作業基準）によるものとする。

### 1 刈り込み

- (1) 刈り込みは、芝生敷地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら刈りのこしのないように均一に刈り込む。
- (2) 刈り込み高さは、従前の例を参考に、指定管理者が定める。
- (3) 刈り取った芝は、集積しまとめて場外処理とするとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
- (4) 芝刈り機に関わる維持費は、委託者負担とする。（ガソリン代を含む）

### 2 施肥

- (1) 所定の施肥量を芝生面にむらにならないように均一に散布する。

### 3 除草

- (1) 芝生を痛めないように除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取る。
- (2) 抜き取った雑草は、毎日指定箇所に集積し、まとめて処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。
- (3) 除草の範囲は、フェンス内（外側周辺部も含む）の敷地全域とする。

### 4 除草剤散布

- (1) 希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。
- (2) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。
- (3) 芝生地内の灌木、草花、来場者、隣接施設等にかからないよう十分注意して行う。

### 5 殺菌剤散布

- (1) 病虫害防除のための殺菌剤散布を、除草剤散布に準じて行う。

### 6 目土かけ

- (1) 目土はふるい分けした目土用土を使用する。
- (2) 土壌改良剤または肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合する。
- (3) 目土を指定の厚さにむらなく均一に十分すりこみ、芝生面に不陸がある場合は、修正を勘案しながら行う。

### 7 補植

必要に応じて、芝生の補植を行う。

## 芝生管理作業基準

### 韃ヶ谷競技場芝地 9730 m<sup>2</sup>年間作業基準

月別 工種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
施肥	1	1		1	1	1	1						6
液肥散布			1										1
資材(浸透剤等)	1	1	1	1									4
エアレーション	1			1			1						2
スライシング			1										1
目土散布				1									1
殺虫剤	1			1									2
殺菌剤散布		1			1								2
除草剤		1				1					1		3

※芝生の状態、気候、使用頻度により作業内容は変更になる場合があります。

※殺虫・殺菌は害虫・病害の発生状況により対応します。

※施肥は土壌分析に基づき設計しています。利用の状況・ターフの状況等により変更する場合があります。

## ひびきコスモス運動場音響設備保守点検業務仕様書

- 1 この仕様書は、業務の大要を示すものであり、現場の状況に応じ仕様書にない事項であっても委託者が管理上必要と認めた場合は、指示に従い実施するものとする。
- 2 受託者は、常に現場の状況に精通し、かつ委託者と連絡を密にして、業務の進捗を図るものとし、その他維持管理上必要な緊急措置については委託者の指示を受け適切な措置をすること。
- 3 業務内容は次のとおりとする。
  - (1) メイン調整卓、電力増幅器の周波数測定及び左記の増幅度測定
  - (2) 各部スピーカー、場内マイクロホン、音圧及び感度測定、音量調整、機能点検
  - (3) ワイヤレスマイク受信状態点検、アンテナ点検
  - (4) マイク、スピーカー回線点検
- 4 定期保守点検実施時期  
年2回行うこととし、実施時期については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 5 業務報告書の提出  
受託者は、業務終了後、業務報告書を作成し、委託者から提出を求められた際には、すぐに提出できるよう保管すること。

## ひびきコスモス運動場環境保全業務仕様書

### 1 業務目的

ひびきコスモス運動場からの砂塵等飛散による周辺地域への住環境悪化を防止するために、必要な処置を行なうことを目的とする。

### 2 業務内容

砂塵等飛散防止のため、ひびきコスモス運動場の営業日において、適宜、散水車による散水などの業務を行なうこと。

### 3 履行期間

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則に定めのある当運動場の供用日（12月29日～翌年の1月3日までの日を除く日）

### 4 安全管理

- (1) 作業は安全に留意して行い、災害の防止に努めること。
- (2) 利用者の生命、財産を守るための必要な措置を講じ、利用者の事故防止に努めること。

### 5 その他事項

- (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであり、現場の状況に応じ、仕様書にない事項であっても、委託者が管理上必要と認めた場合は、その指示に従い実施するものとする。
- (2) 受託者は、常に現場の状況に精通し、かつ委託者と連絡を密にして業務の進捗を図るものとし、災害防止その他維持管理上必要な緊急措置については、委託者の指示を受け適切な管理にあたるものとする。
- (3) この仕様書に定める事項のほか、疑義が生じた場合は委託者の指示に従うものとする。